

令和7年度ハンセン病問題対策協議会議事次第

日時：令和7年6月19日（木）14：30～16：30

場所：TKP新橋カンファレンスセンター ホール12E

1 挨拶

厚生労働副大臣

統一交渉団代表

2 議 題

- （１）謝罪・名誉回復
- （２）在園保障
- （３）社会復帰・社会内生活支援
- （４）元患者家族に対する施策について
- （５）真相究明
- （６）ハンセン病に関する公文書保存体制の問題について
- （７）将来構想

3 その他

（配付資料）

- 資料1 令和7年度ハンセン病問題対策協議会統一要求書
- 資料2 書面回答
- 資料3 令和6年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項
- 資料4 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律
- 資料5 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律
- 資料6 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律

令和7年度ハンセン病問題対策協議会出席者名簿

令和7年6月19日

(厚生労働省)

厚生労働副大臣	仁木 博文
健康・生活衛生局長	大坪 寛子
医政局総務課長	梶野 友樹
医政局医療経営支援課長	樋山 一郎
医政局医療経営支援課	
国立ハンセン病療養所対策室長	北 礼仁
医政局医療経営支援課政策医療推進官	高山 研
健康・生活衛生局難病対策課長	山本 博之
健康・生活衛生局難病対策課	
ハンセン病元患者家族補償金支給業務室長	清水 彰

(ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会)

事務局長	豎山 勲
退所者(全退連)	中 修一 ※
退所者(全退連)	平良 仁雄 ※
退所者(全退連)	匿 名
退所者(全退連)	匿 名

(全国ハンセン病療養所入所者協議会)

会長	屋 猛司
事務局長代行	山岡 吉夫
非常勤中央執行委員	森 和夫
非常勤中央執行委員	山口 文夫
非常勤中央執行委員	小底 京子

(ハンセン病家族訴訟原告団)

副団長	黄 光男
遺族(撮影不可)	匿 名
遺族(撮影不可)	匿 名

(ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護団連絡会)

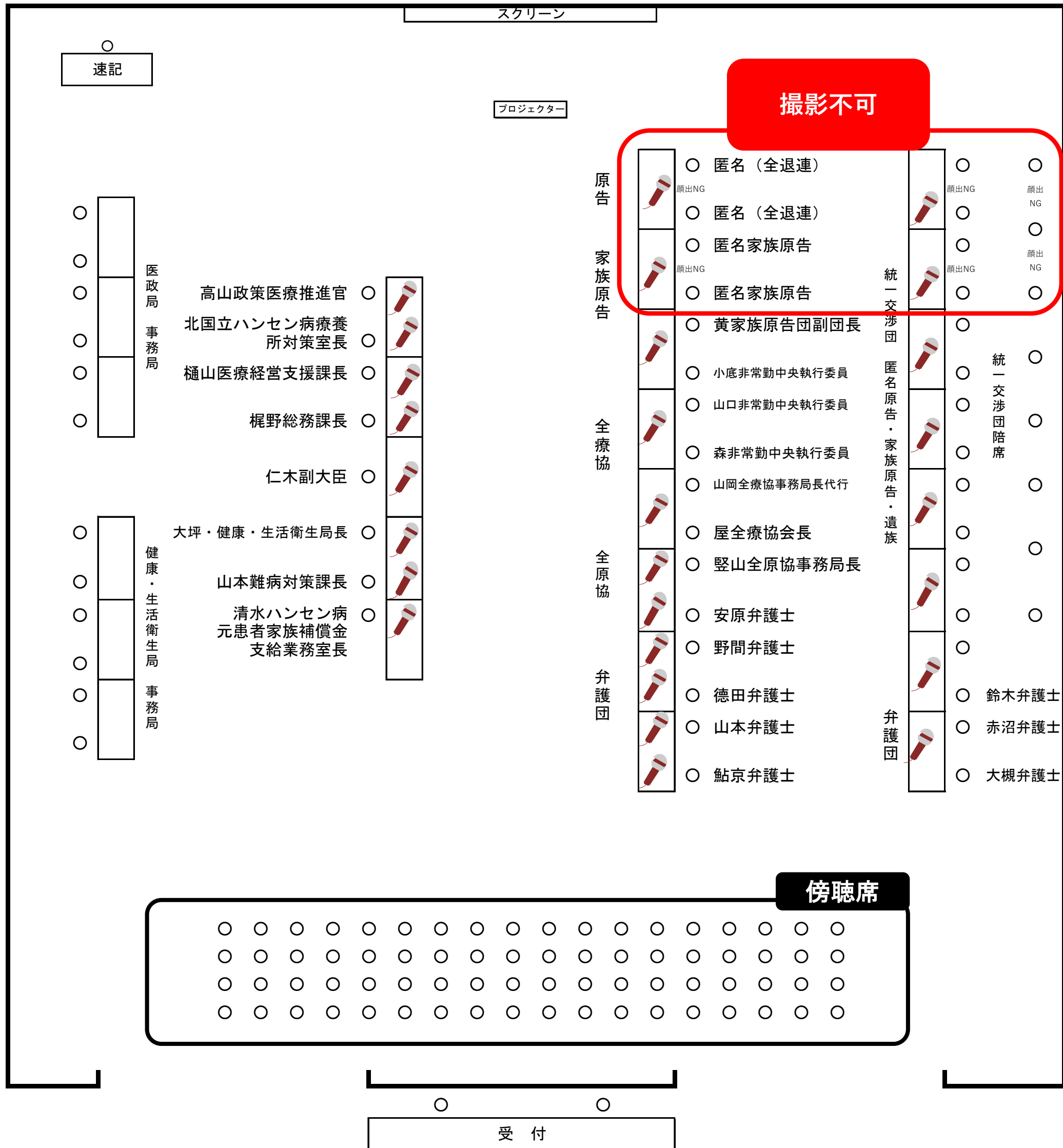
東日本訴訟弁護団	安原 幸彦
東日本訴訟弁護団	野間 啓
東日本訴訟弁護団	鈴木 敦士
東日本訴訟弁護団	山本 晋平
東日本訴訟弁護団	鮎京眞知子
東日本訴訟弁護団	赤沼 康弘
西日本訴訟弁護団	徳田 靖之
瀬戸内訴訟弁護団	大槻 倫子

※……オンライン参加

令和7年度ハンセン病問題対策協議会

令和7年6月19日（木） 14：30～16：30

TKP新橋カンファレンスセンター ホール1 2E



【オンライン参加】

全原協

各国立ハンセン病療養所

全退連 中 修一（りんどう相談支援センターのサポートにて参加）

全退連 平良仁雄（沖縄合同法律事務所サポートにて参加）

2025年5月14日

厚生労働大臣 福岡 資 麿 殿

令和7年度ハンセン病問題対策協議会

統一要求書

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会
全国ハンセン病療養所入所者協議会
ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国弁護団連絡会
ハンセン病家族訴訟原告団

記

第1 謝罪・名誉回復について

1 基本方針の確認

差別偏見解消のための協議（いわゆる「三省協議」）の進捗状況を報告の上、これを踏まえての今後の名誉回復措置についての政府の見解を表明されたい。

2 各療養所の納骨堂に眠る遺骨については、本来それぞれの故郷に帰還すべきであることに加え、それを進めることが啓発促進の観点からも好ましいこととはいうまでもない。一方で、残置されている遺骨の一部は既に分骨の形が取られた結果であるものも相当数含まれているものと想定される。

そこで、今後遺骨の故郷帰還を進める前提として、以下の数値を回答されたい。

①各療養所における、亡くなった入所者の数及び現存する遺骨の数

②現存する遺骨の数のうち、分骨されたケースの数。

3 「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」について

2024年3月及び2025年3月「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」のデータ利活用について、その条件・方式について統一交渉団と協議しつつ、速やかなアクセス実現を求める。

（趣旨・理由）

2024年3月「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査 報告書」でも、「厚生労働省では、本調査に関するデータの統計的な利活用について、今後検討していく予定である。」と記載

されており（４頁）、2025 年 3 月「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査 報告書」でも、「本調査に関するデータの統計的な利活用を認めるべきという本検討会委員の意見を踏まえ、厚生労働省で、今後、データ利活用の可能性について検討していく予定である。」と記載されている（２頁）。

ところが、両調査のデータについて（特に前々年度の 2024 年 3 月に公表された意識調査に関する調査データは、報告書公表から 1 年経過したにもかかわらず）、現時点では、何らアクセスを認める措置がとられていない。

第 2 在園保障

1 基本方針の確認

国の法的責任を改めて明確にするため、平成 13 年 7 月 23 日付「基本合意書」において確認された国の法的責任及び基本法第 3 条の基本理念に基づき、13 の国立ハンセン病療養所入所者（今後入所する者を含む）の意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認されたい。

2 医師の確保について

基本法第 11 条において国の責務として明示的に「医師」の確保等が定められ、令和元年改正により「医療及び介護に関する体制の整備及び充実」のための措置が求められることとなったこと等の法的対応にもかかわらず、国立ハンセン病療養所における医師の確保について未だ問題が解消されておらず、抜本的な対応が必要である。

- ① 上記の医師確保に関する国の責務及びハンセン病療養所における医師の業務の特殊性に基づき、具体策として、医師給与（基本俸給及び諸手当）の抜本的増額、地域医療ネットワークとの連携・当直手当の改善（応援医師・当直医師の確保による常勤医師の負担軽減）、行政区分を基準とする地域手当の支給割合の引き上げ、電子カルテ整備等の IT 対応（IT 技術支援等の人的措置を含む）などの対応がなされる必要がある。
- ② 特に、医師確保の困難が隔離政策に起因し、国の政策が医師偏在状況を生み出したにもかかわらず、療養所医師の給与・手当は他の医療機関に比して看過できない格差があることが医師欠員の要因となっていることは、厚労省も認識しているとおりである（令和 3～5 年度ハンセン病問題対策

協議会における確認事項 2（1）参照）。

この待遇格差の最大の要因は、経験年数が増えるに従い初任給調整手当が段階的に減額され、他の医療機関と比較して、特に療養所の園長・副園長等の管理職の待遇格差が大きくなる点にあるが、長年の課題であるにもかかわらずこれが解消されていないのは、現行法制の枠内での解決が困難であるからと言わざるを得ない。

厚労省として、医師待遇の抜本的改善に関する今後の取組方針に関し、立法的解決の必要性を含めて回答されたい。

- ③ 電子カルテ整備等のIT対応は、中堅若手医師の確保の観点から重要である。各園別に、電子カルテ等の導入状況の詳細を、全医師に関するセキュリティ環境、使用端末OS（オペレーションシステム）バージョン情報等も含めて回答されたい。その上で、今後の整備の方針を回答されたい（なお、整備にあたってはIT技術支援等の人的措置も含めて検討されたい）。

（趣旨・理由）

平成26年11月18日には、参議院厚生労働委員会が「国立ハンセン病療養所については、その入所者の良好かつ平穏な療養生活のため、職員の確保に最大限努めること。特に医師の確保に当たっては、地方自治体等関係機関の協力を得て欠員補充に努めること」との附帯決議を行っていたが、さらに令和元年の基本法改正により、第11条が「医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実」と改正され、医療介護の「充実」のための措置が一層求められることとなった。その上で、第11条の2の追加により、国立ハンセン病療養所の医師の兼業規制が緩和された。療養所と地域医療ネットワークとの連携に資すること等が望まれる。また、関係大学からの医師派遣に対する協力経費、電子カルテ導入費用、勤務医の研究活動費用の予算化も評価できる。

もっとも、13の国立ハンセン病療養所の医師定員数は146であるところ、現員は121名（令和7年5月1日現在）に留まり、「社会の中で生活するのと遜色のない水準の医療」に至っていないのが現状である。入所者の生命健康に直接かわる問題であり、深刻な危惧を抱かざるを得ない。

なかでも、園長・副園長の確保は死活問題である。関係者の尽力により、副園長不在が解消された園があることは評価できるが、本年5月1日時点で副園長不在が3園ある（栗生楽泉園、星塚敬愛園、奄美和光園。なお、松丘保養園、多磨全生園及び駿河療養所は特命副園長）。医師の不足のため、管理職たる園長等まで当直を行わなければならない等、重い負担となっている。副園長不在の状況が続く栗生楽泉園、星塚敬愛園につ

いて確保時期の目途を設定するなどして速やかな欠員解消に尽力されたい。

他方で、近年、民間病院はもとより、公立病院や独法化した国立病院における医師待遇（２０２４年度版国立病院機構・医師の処遇に関するパンフレットによれば、院長約２０００万円、副院長約１９８０万円、部長約１８５０万円、医長約１６８０万円）と比べても、国立ハンセン病療養所医師の「相対的待遇」の悪化が生じている。

経験年数が増えるに従い初任給調整手当が段階的に減額され、園長・副園長等の管理職の待遇格差が大きくなる問題（特に国家公務員医療職（一）でない立場にある外部の医師を招こうとする場合に大きな格差が顕在化する）に関し、平成３１年度より俸給調整額の対応により改善がなされたことについて一定の評価をするものであるが、待遇格差の解決という観点からは、決して十分な内容とは言えない。

この待遇格差が厳然として存在すること、及びその影響による医師の数及び質の確保の困難・各療養所における負担は、本協議会における確認に基づき令和３年３月１１日に実施（Web開催）された「医師確保のための協議」（本省、各園施設長、自治会各支部長を含む統一交渉団）においても、改めて明らかにされたところである。

国立ハンセン病療養所の深刻な状況に照らし、ハンセン病問題基本法及び本協議会における確認事項等に基づき、最重要課題としての抜本的取組みを求める。

３ 職員問題について

- （１）令和２年度のハンセン病療養所定員定数は大幅な減であり（９４の減、３の増、△９１）、令和３年度（８９の減、３７の増、△５２）、令和４～６年度（各年度６４の減、１３の増、△５１）にも相当数の定員減が継続していたところ、令和７年度については、４２人の減、１７人の増（△２５）となった。定員削減の抑制に向けた厚労省を含む関係者のご尽力に改めて感謝を申し上げる。従前の大幅定員減によって、入所者の医療・看護・介護の現場への影響が顕在化していた経過があり（例えば、看護師勤務表組みに支障が生じた園が複数あり、夜間勤務が組めないために新たな入居棟の建設・全員の転居が進められた）、政府としては、上述のとおり、令和元年のハンセン病問題基本法の第１１条の改正により、医療介護体制の「充実」のための措置が一層求められることとなったこと、そして、入所者の不自由度・後遺症・認知症の増加・重篤化等を踏まえて一人当たりには要する介護等のケアの必要性が一層高まっていることに鑑み、引き続き現状に即した枠組みにより、看護師等の定員削減によらずむしろ定員の実質減を回避し、かつ、不自由者センター等の集約が回避されるよう確保されたい。

- （２）厚生労働省は、これまで繰り返し、終生の在園を保障するとともに、社会

の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、生活環境及び医療の整備に最大限努めること、入所者の視点に立った施策を推進し療養環境の充実を図ること、入所者に良質な療養環境の提供に努めること、そのために人員の確保が必要なこと（多職種間で調整・連携できる体制整備を含む）、入所者一人ひとりの意向を尊重した生活支援体制構築は重要な課題であると認識していること等を表明し、確認してきた（例えば、「令和6年度ハンセン病問題対策協議会統一要求書への回答」「第2」の「1」「3（1）～（4）」等）。また、入所者の視点に立った良質な療養環境の確保のため、入所者一人ひとりの意向を尊重した生活支援体制として、各療養所において多職種（医師・看護師・介護員・ケースワーカー等を含む）から構成されるライフサポートチーム（チームの名称は各療養所によって異なる）による取組みがなされており、人権委員会組織に関する協議（後述4（1））においても、各園での同チームの存在と活動を前提とした協議が行われるようになっていく。

基本法第3条の基本理念に基づき、隔離政策に起因して家族・故郷と切り離された療養所での入所生活を余儀なくされてきた入所者のために、狭義の医療・介護ケアの観点に限定されることなく、入所者に寄り添い一人ひとりの意向を尊重した人生と生活の支援を行うための体制である多職種構成によるライフサポートの実施・充実は必須のものであり、これを前提とした人員確保が必要であることを確認されたい。

- (3) 上記（1）（2）から要請される人員確保の趣旨は、療養所の現場で働く看護・介護職員が確保されなければ実現できない（しかし、栗生・長島等で顕著な欠員がみられる）。看護・介護に関する職員の採用・雇用継続のためには現在の経済状況に照らして全般的な待遇の速やかな改善が必要であり、看護師の不足への対策として、手当に関する制度の見直し・抜本的増額等も検討すべきである（なお、看護師・介護員の待遇を検討にあたり民間との比較をする際には、同種の職種との比較のみを行うのは適切ではない）。必要人員確保の観点から看護師の定年後短時間勤務による採用で十分であるのかについても検証される必要がある。

加えて、期間業務職員が募集されても、必要を満たす応募が無く採用できない状況又は採用者が定着しない状況は未だ解消されたとはいえない（長島・邑久・菊池・星塚・沖縄等で不足がみられる）。定員職員の待遇に合わせる方向での期間業務職員の待遇改善などの努力については評価できるが、日給月給制であることを含む基本的な待遇上の制約がある中で、なお十分な

ものとは言えず、入所者の不安と介護ニーズの高まりを踏まえ、募集の内容や方法・周知に関する改善・工夫をするとともに、今後とも各療養所において必要な期間業務職員の新規採用が可能であることを確認・周知の上、必要な人員確保のための取組方針について説明されたい。

- (4) 療養所の定員問題は、隔離政策の下で、正規職員を配置せず患者作業によって療養所運営をまかなったこと及び作業返還の際に必要な定員職員を配置しなかったことに起因するところ、賃金職員及び期間業務職員の雇用上の不安定な身分・待遇はなお残存している。介護以外の業務を行う賃金職員についてその職種で定員化する措置をとる等一層の職員定員化の努力をされたい。
- (5) 職員退職後の後補充に関し、介護・調理・ライフラインに係る職種以外の職員についても、徒に外注化を進めるのではなく必要な職員を確保されたい。やむを得ず業務委託を行う場合にあっても入所者の人権と療養環境の尊重・向上のための具体的な条件を設定するなど、療養環境の改善に資するものとなるよう確保されたい。
- (6) 現在、介護三交替制が6つの療養所で実施されているところ、平成31（令和元）年に介護員の夜間業務手当が日額730円から1060円に改善されたが、その後の改善がなされておらず、看護師や他の施設の介護職に比しても、なお明らかに低廉であると言わざるを得ない。

介護三交替の導入にあたっては、入所者の生活・療養環境の充足に必要な人員の確保（特に、日中の介護力が低下しない体制の確保）が必須の前提であること、この観点から関係者からの丁寧な意見聴取等が重要であること（各療養所の人権擁護委員会において、導入の具体的内容とその影響について事前に検討するとともに、事後の継続的検証を行うことを含む）を確認するとともに、三交替を導入した場合の夜間の介護業務に関しては、ハンセン病介護の特殊性・業務内容を踏まえた抜本的手当増額・ハンセン病療養所のための手当の新設等を求める。

- (7) 基本法の理念等（上記1）に基づく日々の療養所運営がなされるためには、職員（幹部職員を含む）に対する適切な研修が定期的になされる必要がある。他方、研修に時間を割けば他の業務のための時間が減ることになるから、研修の回数・時間・内容等に関して、できる限り効果的なものとする必要があることも言うまでもない。この観点から、各園における令和5年度及び令和6年度の職員向け研修の実施状況（日時、対象者と参加人数、テーマ・講師その他の内容）について、整理して回答されたい。

- (8) 上記(1)乃至(3)、(6)及び(7)に関連し、入所者に対する看護・介護の現状と今後の取組(定員及び人員確保の方針並びに介護員の三交替制)について統一交渉団と状況を共有するとともに必要な協議を行うため、作業部会を含む意見交換の機会を適時に設けられたい。

4 入所者の臨床・生活上の人権問題を扱う委員会組織について

- (1) 過去9か年度にわたり、定期協議での合意に基づいて、厚労省本省・施設長・統一交渉団による協議の場をもったところであるが(昨年度は、令和6年12月17日に実施された)、療養所によって、定期的な開催に至っておらず、また、議題設定の方法や園長が委員長となっている等の課題がある。本年度も、この問題に関する理解と認識を相互に深め、取組みをさらに進めるため、引き続き同様の協議の場を設定されたい。
- (2) 上記委員会組織の外部委員においては、ハンセン病療養所の歴史、全療協及び自治会の果たしてきた役割、平成13年7月23日付「基本合意書」及びその後の定期協議による確認事項の内容・経緯等について十分な理解が必要であり、また、過去7回の外部委員研修(7回目については本年3月4日に実施)における意見交換の状況に照らし、各園における取組を相互に知ることが極めて有益であるため、引き続き本年度においても、外部委員を対象とした研修又は意見交換会議を実施されたい。

5 地域社会との交流の確保及び大島青松園の船舶等の問題について

- (1) 大島青松園に関し、船舶(官用船及び民間委託船)の運航が、同園入所者が地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むうえでの絶対条件であるとともに、同園入所者の生命・健康・生活を維持する医師及び職員の就労にとって不可欠であることを確認されたい。国の責任において、同園入所者の生活に支障なきよう、船舶の安定的運航を維持し、かつ、船舶及び船員を確保することを表明されたい。
- (2) 令和6年度冬季(11月～2月)にかけて、職員通勤用の民間委託船(庵治航路)の欠航が多発し、職員の欠勤が増加したことにより、大島青松園入所者の医療・介護・生活に多大な支障が生じたことの問題性を十分に認識されたい。そして、すみやかにその理由・原因を調査・究明するとともに、大島青松園入所者自治会との間で船舶運航体制の抜本的見直しも含む、下記対応策を講じるべく、民間委託契約内容を同自治会に開示した上で協議を開始することを求める。

- ① 民間委託契約の不備等が原因であるときは、早急に民間委託先、委託内容及び委託条件の見直しを図ること
 - ② 委託先の船舶が、安定的な運航を維持するうえで、大島青松園の栈橋の構造や気候条件に適合しないことが原因であるときは、民間委託先に対し、船舶の交換等を指示する、あるいは、国が船舶を貸与する等の対応を図ること
 - ③ 民間委託契約に内在する限界が原因であるときは、庵治航路を官用船で運航することを検討すること（船舶の新規建造、船員職員の雇用維持及び増員を含む）
 - ④ 冬季においては、当直職員を常時配置する等の勤務体制の整備改善を図ること
- (3) 大島青松園在園者の念願であった、大島港の栈橋新設改修工事は、関係各位のご尽力により、令和4年10月に着工され、令和7年度に栈橋の嵩上げ工事、令和8年度には仮栈橋撤去工事をもって完成する予定である。
- しかしながら、これまでの工事の遅延・長期化によって、研修棟Ⅱ期工事、集約化された第3センターの取壊しと総合診療棟の整備、社会交流会館の収蔵庫整備等、大島青松園入所者の医療・介護・生活にとって不可欠な施設整備が遅延停滞しているのが現状である。
- 経済情勢等の影響によって新栈橋の完成がこれ以上遅延することのないよう、国は新栈橋新設改修工事実施者である高松市に対して最大限の支援を行うとともに、前記施設整備の速やかなる準備・着手・実行を求める。
- (4) 高松市は、平成26年11月、「交流・定住の促進」及び「歴史の伝承」を2本柱とする「大島振興方策」を策定し、同市は策定10年を迎えた令和6年以降、同方策の具体化・実現化にむけ動き出しているところである。
- 大島青松園関入園者の意向を十分に反映した、同園の将来構想及び永続化構想の早期策定と実現に向け、厚生労働省は、高松市に早期の協議会設置を求めるとともに、助言・指導・支援を実行されたい。
- (5) 令和2年2月以降、各療養所においても新型コロナウイルス感染予防のための措置等が実施され、入所者の生活・心身にも大きな影響を与えてきたが、過去3か年度の本協議会確認に基づき実施された委員会組織協議（上記4（1））及び外部委員研修（上記4（2））においても、特に療養所の外部関係者との交流等の制限が、入所者の生活や委員会開催自体にも大きな影響を及ぼしたことが明らかとなった。
- 言うまでも無く、高齢化・障害の重篤化等が進む入所者にとって、療養所

外の知人・友人・支援者らとの交流等の機会は、心身の安定や機能低下の防止にも資する極めて重要な権利・利益である。その確保・促進は、基本法に基づく療養所の責務の一つである。

そして、基本法がこれらを国の責務とした趣旨は、隔離被害からの回復という点にある（基本法3条1項2項、12条）。他方、交流等の機会確保のための具体的な方策・工夫を検討することは十分に可能であると考えられる。この間の各療養所における交流等制限は、これによる深刻な影響を受けた入所者においては、「第二の隔離」ともいうべき事態が生じてきたとの危惧を指摘せざるを得ず、法の趣旨にも悖る状況が生じていた。

厚生労働省は、今後とも物的設備の整備、人員配置等に関して予算を含む措置を確保するとともに、各療養所において、人権委員会が定期開催され（オンライン開催を含む）、かつ、交流等確保のための方策が検討され、その実施が具体化されるよう適切な対応をされたい（令和2年2月以来の状況を事後的・継続的に検証することも人権委員会組織の重要な役割と考えるべきであり、また、感染予防対策の必要性自体は今後も否定されない状況を想定しつつ、今後の具体的方策が検討されるべきである）。なお、感染症対策の目的で入所者との面会交流や宿泊について現在も制限を設けている療養所においては、訪問者に対する機動的な抗原検査等の措置により対応可能となる場合があると考えられることから、これらの療養所における抗原検査等の機器・実施体制の状況について療養所別に回答されたい。

- (6) 各療養所への訪問者等が利用するための交通手段の改善に関する課題について、令和5年11月24日及び令和6年4月16日の2回にわたり意見交換を実施し、厚労省からは①療養所職員による送迎支援、または、②療養所において送迎業務の委託契約を行う等により、療養所への訪問手段の確保を目指すことが表明され、実施にあたっては各療養所の入所者自治会への説明と理解のもとで実施すること、どのような運航体制とするかなど各園の実情に応じて検討すること、令和7年度予算要求にて対応しつつ、令和6年度中に実施する場合も必要な予算を確保する旨の方針説明がなされ、意見交換会の参加者から評価された。厚労省として、改めて上記の方針を確認するとともに、上記方針に基づく施策に関し、現在の各園状況を回答されたい。

（趣旨・理由【大島青松園関係】）

1. [現状] 現在、大島-高松航路（高松航路）は、一般旅客定期航路として官用船が1日5往復、大島-庵治航路（庵治航路）は、職員の通勤用として民間委託船が1日8往復、

運航している。

従来、荒天の多い冬季や台風シーズンには欠航することがあったが、昨年度の冬季（11月～2月）は、民間委託船が、風速10mを超えると安全な運航・接岸ができないとの理由で欠航となる事態が相次いだ。

欠航の出た日数は、以下のとおりであった。

11月 5日（うち2往復以上は4日、ほぼ終日欠航は1日）

12月 9日（うち2往復以上は6日、ほぼ終日欠航は2日）

1月 6日（うち2往復以上は5日、ほぼ終日欠航は4日）

2月 8日（うち2往復以上は5日、ほぼ終日欠航は3日）

この結果、職員が予定通り勤務できず、入所者の受診やリハビリ等に大きな支障が生じた。

なお、官用船は、同じ天候条件であっても、運航可能であった。

また、翌日欠航が見込まれる場合、翌日の勤務のために大島に宿泊する職員には業務命令として宿泊を命ずることはできず、また、宿泊場所が乏しく、宿泊を希望する者が限られていた。さらに、前日に欠航が見込まれる場合は対応可能であるが、当日、欠航となった場合には対応できないという問題点がある。

2. [対応策] 民間委託先が欠航とする理由は、国交省からの安全運航指導が厳しくなっているところ、安全な運航・接岸が困難であるとされている。

しかしながら、その理由は具体的に明らかにされているわけではなく、それが通達上の問題であるのか、船舶の性能・排水量等の問題であるのか、船員の技能の問題であるのか明らかでない。

このため、早急に、民間委託先が欠航とする理由を明らかにしたうえで、その対応策を講じる必要がある。

委託契約上の不備や委託先選定の問題であれば委託契約の見直し、船舶の性能等の問題であれば船舶の更新指示又は船舶の提供等の契約内容の変更を含む対応が求められる。なお、その際には、委託契約の内容を同自治会に開示したうえで、同自治会の要望を十分に聞くことが肝要である。

他方、そもそも民間委託に内在する限界であるならば、高松航路を民間委託に、庵治航路を官用船とする方法、あるいは、民間委託をやめ、全航路官用船運航とする等の抜本的見直し等の方法も検討される必要がある。

なお、官用船に関しては、船長1名及び航海士1名が本年度に定年退職期を、もう一名の船長が来年度に定年退職期を迎えることとなる。船長及び航海士の補充あるいは任期延長を検討しなければ、官用船も運航できなくなる。

以上から、船舶の運航体制に関しては、民間委託船及び官用船ともに、抜本的な見直

しが必要な時期を迎えており、早期に大島青松園自治会との協議を開始し、対策を講じることが必要である。

6 関係者との協議その他意見反映のための措置について

厚生労働省及び各園が行う施策の実施には、一度実施するとそれによって生じた不都合や不利益は取り返しがつかない性質を持つものも少なくない。少なくとも、介護三交替の実施や（上記3（6）参照）、病棟・不自由者センターを含む施設の利用方法の大幅な変更・集約など、入所者の療養環境に与える影響が大きいものについては、その当否や内容について、各園の入所者自治会、人権委員会組織（上記4参照）及びその他の関係者との協議の場を必ず設け、その意見を反映させるべきことを確保する旨確認・表明されたい（基本法6条）。

第3 社会復帰・社会内生活支援

1 基本方針の確認

ハンセン病回復者の社会復帰の円滑化・容易化及び退所者の社会内生活の安定化のために、今後も隔離政策による被害回復を旨として、退所者・非入所者の医療・介護制度・相談体制等の改善・整備ならびに継続的・安定的な経済支援等に最大限努力することを確認されたい（基本法第3条関係 なお、平成13年7月23日付「基本合意書」及び入所歴なき原告に関する平成14年1月28日付「基本合意書」参照）。

2 医療・介護制度改善に向けての取組み

- (1) 地域において、足底瘡孔症、知覚麻痺等のハンセン病特有の後遺症に対して適切な対応が行われることなど回復者本人の心情に応じた適切な医療及び介護が行われるようにするため、医療・介護関係者への研修の充実、協力医の確保及び個々の回復者と医療機関・介護事業者等とをつなぐソーシャルワーカー等の専門相談員の配置をすすめ、充実した支援体制を早急に実現されたい。
- (2) 回復者の生活実態に即した適切な介護認定や障害認定を行うためにどのような課題があるか、相談支援事案を集約して分析をされたい。その結果に基づき、必要な情報を積極的に提供されたい。

3 回復者相談事業の拡充について

- (1) 「沖縄県ハンセン病対策事業」「社会復帰者等支援事業」について、当事者のニーズや意見に沿った適切な運営がおこなわれるよう、委託事業者に対し、当事者との意見交換及び PDCA サイクルの徹底を指導し、適切に事業の見直しが図られるよう事業の評価及び管理、監督体制を整備されたい。
- (2) 沖縄県ハンセン病対策事業については、沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会と連携し、回復者のニーズに応じた支援体制の拡充のため、下記の点につき努力されたい。
 - ① 本島及び宮古島のみならず、八重山地域（石垣島）への専門相談員を配置すること
 - ② 生活支援事業（ゆうな相談員事業）の人員拡充及び運用改善。なお、四肢の感覚機能障害等の後遺障害に鑑み、人的・社会的交流にとって必要な書簡や文書の代筆、パソコン等の IT 機器の操作補助等も家事支援に含めるなどの柔軟な対応をすること
 - ③ ゆうな診療所にハンセン病に関する知見のある医師の派遣を沖縄県医師会・日本ハンセン病学会に要請し、遠方からの派遣の旅費等についても柔軟に対応すること
- (3) 社会復帰者等支援事業については、各地、とりわけ回復者の多い首都圏・関西・奄美・熊本等には、社会福祉士会などの関係団体と調整を図り、関係団体の協力を得て、専門相談員の配置拡充をされたい。特に、退所者給与金等受給者への意向調査の結果、相談窓口につながることを希望する回復者に対し、速やかに身近な相談窓口、相談担当者を紹介すべく、専門相談員の拡充をされたい。
- (4) 全国的に充実した相談支援が受けられるように、都道府県の相談窓口において個々のハンセン病回復者に対する支援を行うことができるように相談員の配置、研修の充実など体制を整備されたい。
- (5) 退所者給与金等の受給者のなかで、現況調査（送金依頼のはがきを含む。）の報告がされず、給与金が停止になるケースが散見される。現況調査の報告がされない場合のフォローの体制を充実するとともに、現況調査の制度の見直しも含めて検討されたい。
- (6) 各種相談窓口の相談員、療養所のソーシャルワーカー等の職員、ピア相談員の連携のための意見交換の場を設置されたい。
- (7) ハンセン病問題について学校で学ぶ機会を広めるなど、偏見差別解消にむけた啓発へのより積極的な取組を行われたい。講師派遣事業の周知についても工夫されたい。

4 非入所者給与金受給者の遺族に対する経済的支援について

退所者給与金制度における特定配偶者支援金制度に準じた、非入所者給与金受給者に扶養されていた遺族に対する経済的支援策を早期に実現されたい。

このため、非入所者本人からの聴き取り等の調査を本年度中に実施されたい。

5 回復者の社会生活上の困難の把握

回復者が、社会生活を継続するにせよ、再入所・新規入所の道を選択するにせよ、それが、やむをえない選択ではなく、回復者の尊厳、幸福追求権にもとづいた選択でなければならない。

健康・生活衛生局難病対策課と医政局医療経営支援課が連携協力し、各地での回復者の聞き取りやアンケート等による実態把握及び再入所者からのヒアリング等による再入所の原因分析を行い、社会内・療養所内を問わず、回復者が尊厳ある老後生活を送ることを可能とする施策を検討されたい。

第4 元患者家族に対する施策について

1 基本方針の確認

令和元年6月28日熊本地裁判決を受け、同年7月12日に閣議決定された内閣総理大臣談話、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号、以下「家族補償法」という）及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第56号）の趣旨を十分に踏まえ、ハンセン病回復者及びその家族の意見を尊重しつつ、家族が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むための基盤整備等を行い、偏見や差別のない社会の実現に向けて最大限努力することを確認されたい。

とりわけ、上記熊本地裁判決後に取り組みが始まった家族交流会事業、講師等派遣事業及び相談事業については、国の法的責任を踏まえ、家族がこれまで受けてきた偏見差別の解消及び家族関係の回復を目的としたものであることを明確に位置づけた上で、事業を実施することをあらためて確認されたい。

2 家族交流会・講師等派遣事業の実施

- (1) 同様の経験を持つ家族相互の交流を深めることにより、自身の被害回復及び家族関係の回復の一助となるよう、また、家族が講演活動を行うことにより偏見差別の解消及び家族の社会参加が図られるよう、家族交流会事業及び

講師等派遣事業を積極的に実施することをあらためて確認されたい。

(2) 講師等派遣事業については、偏見差別の解消に向けては被害当事者の「語り」の果たす役割が極めて重要であることをふまえ、事業をより円滑に、かつ積極的に実施、展開できるようにするとともに、啓発活動の充実に向けた取組をさらに強化することを確認されたい。

(3) 両事業の実施に当たっては、家族の実情および要望に十分こたえる事業とすべく、作業部会等において、家族及び弁護団との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行うこと、委託先との協議・意見交換の場を設定することを確認されたい。

また、講師等派遣事業については、ハンセン病資料館との連携も図るべく、資料館、厚労省と家族・弁護団との協議・意見交換の場を設定されたい。

3 家族についての書籍の発行、啓発資料の作成等

(1) 家族の被害回復および偏見差別の解消を図るため、家族が被ってきた人生被害、生き抜いてきた人生やその思い等を綴った書籍等を発行することの意義をふまえ、その実現のための準備、発行及び普及等に要する予算を確保されたい。

(2) 家族が被ってきた人生被害等がわかりやすく理解できるような啓発パンフレット、冊子等を作成し、広く配布されたい。

4 相談体制の整備

家族が、社会内で良好かつ平穏な生活を営むため、また家族関係の回復を図るためには、相談体制の整備、充実が必要不可欠であるところ、下記事項に十分配慮しつつ、家族及び弁護団との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行い、全国的な相談体制の整備及び充実を図るべく、最大限努力することを確認されたい。

(1) 家族の実情をふまえた実効性ある相談体制を整備すること

(2) ピア相談員（家族ピアサポーター）が、家族のおかれた現状ならびにその被害を十分に認識した上で、適切な相談・支援を行えるよう、必要かつ十分な研修を実施すること

(3) 全国各地にソーシャルワーカー等の専門家相談員を配置し、ピア相談員との連携を図り、各地における相談・個別支援が可能な体制を整備・充実させること

また、ピア相談事業の拡充と広報を速やかに実現すべく、委託先を含めた協議の場を設定されたい。

5 国立ハンセン病資料館等における展示等の整備

(1) 国立ハンセン病資料館及び各地の療養所に設置された資料館(社会交流会館)における、家族に関する展示が不十分である現状を踏まえ、ハンセン病家族訴訟及びその判決の内容、家族が受けてきた偏見差別に関する展示をはじめ、早急に展示の見直しを行うこと、特に、当事者による「語り」の重要性を踏まえ、資料館における回復者及びその家族の証言の聞き取り、映像化をさらに進め、啓発活動の充実に向けた取組を強化することを確認されたい。

また、その整備にあたっては、資料館、厚労省と家族および弁護団との継続的かつきめ細やかな意見交換を行われたい。

(2) 令和6年度の協議会以降、国立ハンセン病資料館及び各地の病療養所に設置された資料館(社会交流会館)における家族に関する展示がどのように改善されたか説明されたい。

6 家族補償法に基づく補償制度について

家族補償法に基づく補償金を受領していない家族がいまだ多数に上る現実をふまえ、その原因の分析とともに、家族及び弁護団等の関係者と協議・意見交換を行い、制度の更なる周知広報等を行うこと、また、偏見差別を恐れて請求を躊躇(ちゅうちょ)している家族も安心して補償金を受領できるためのきめ細やかな対応を行うなど、権利を有する家族が一人でも多く補償金を受領できるよう、最大限努力することを確認されたい。

第5 真相究明

1 歴史的建造物史跡等の保存工事の現況

これまでに歴史的建造物保存等検討会において保存計画書が承認された4つの療養所(長島愛生園、多磨全生園、邑久光明園、菊池恵楓園)の歴史的建造物史跡等の保存工事については、各療養所において滞りなく計画が実施できるよう、本省においても、予算確保、進捗状況の管理など、責任を持って取り組むことを昨年度の定期協議で確認した。その後、この1年の間に各保存工事はどのように進展し、各保存計画はどこまで実現したのか、療養所ごとの具体的な進捗状況の報告を求める。

2 保存計画策定のための地元自治体との連携への支援

作年度の定期協議以降、歴史的建造物保存等検討会は一回も開催されなかった。その理由は、療養所からの保存計画書の提出がどの園からもなかったからであるとの本省の回答である。しかし、厚生労働省は、地元自治体と連携して

の保存計画作成ワーキングチームの立ち上げが困難な事情のある療養所が少なくないことを踏まえ、療養所と地元自治体の連携を進めるために、本省自らが本取組の中に入る必要があることを自覚し、療養所と地元自治体から積極的に意見聴取を行うことを、昨年度の定期協議で確認したはずである。この確認事項に照らし、この一年間、本取り組み実現のために本省は具体的にどのような努力をしてきたのか、また、歴史的建造物保存等検討会を長く開催していない現況についてどのような認識でいるのか、説明を求める。

3 社会交流会館

社会交流会館については、学芸員の配置状況を調査し、配置できていない園については、その理由を報告されたい。

また、厚生労働省は、地域交流とハンセン病の歴史人権啓発という各園の社会交流会館の使命を実現すべく、その維持運営について、将来にわたり責任を持つことを確認されたい。

4 医療基本法

医療基本策定についての厚生労働省としての基本的な考え方については、例年定期協議で確認されているところであるが、今年度も書面で確認されたい。

第6 ハンセン病に関する公文書保存体制の問題について

- 1 都道府県が保管するハンセン病に関する文書については、令和4年12月26日付け厚生労働省健康局長通知「ハンセン病に関する文書の保管状況に関する実態調査について」が発せられたことを踏まえ、都道府県に対して、今後とも適宜、適切な管理をするよう注意をうながすとともに、後世に残すべき文書につき、その保存の基準を策定して、適切に保存管理するようはたらきかけを行っていただきたい。なお、これに際しては、ハンセン病療養所内の文書保存に関する基準を策定して示すことにより、都道府県における関係文書保存基準の策定が早期に進められるよう配慮されたい。
- 2 療養所内の文書については、早急に調査を完了し、保存に関する基準を策定して選定方法を明確にするとともに、その保管場所に関する方針を示されたい。なおいずれにおいても統一交渉団の意見を尊重して進められたい。

第7 将来構想

厚生労働省は、療養所の将来構想及び永続化について、重要な課題であると認識していると繰り返し表明し、昨年度の協議会においても、「地方自治体の意見等も聞いたうえで、統一交渉団の皆さまと相談させていただきながら意見交換会を開催してまいります」と回答しておきながら、この間一度も意見交換会を開催しようとしてこなかった。

こうした経緯は、厚生労働省が、この定期協議で合意された事項を全く履行しようとする意思を有していないことを意味していると言わざるを得ず、この定期協議というものの存在意義にかかわる重大な事態というほかはない。

どうしてこのような事態を生じたのか、その原因を明らかにするとともに、昨年度に引き続き、この問題に対処する責任ある態勢づくりを含む、抜本的な対処方針の変更を強く求める。

以上

令和 7 年度
ハンセン病問題対策協議会統一要求書への回答

令和 7 年 6 月
厚 生 労 働 省

第1 謝罪・名誉回復について

1 基本方針の確認

差別偏見解消のための協議（いわゆる「三省協議」）の進捗状況を報告の上、これを踏まえての今後の名誉回復措置についての政府の見解を表明されたい。

（回答）

ハンセン病に係る偏見差別解消のための施策検討会の報告書が令和5年3月にまとまり、その後の5月の三省協議の場で、検討会報告書を受け取らせていただきました。厚生労働省では、早速、検討会報告書でご提言いただいた全国規模の意識調査を昨年末に実施し、本年3月末に調査のとりまとめをいたしました。

現在、検討会報告書で提言いただいた事項について、三省と統一交渉団で実務者協議を行っており、この協議などを通じ、元患者の方々やそのご家族などの声をしっかりと伺いしながらハンセン病問題に関する人権啓発・人権教育等の普及啓発等を実施することを通して、元患者やご家族の皆様の名誉回復を図ってまいります。

2 各療養所の納骨堂に眠る遺骨については、本来それぞれの故郷に帰還すべきであることに加え、それを進めることが啓発促進の観点からも好ましいことはいうまでもない。一方で、残置されている遺骨の一部は既に分骨の形が取られた結果であるものも相当数含まれているものと想定される。

そこで、今後遺骨の故郷帰還を進める前提として、以下の数値を回答されたい。

- ①各療養所における、亡くなった入所者の数及び現存する遺骨の数
- ②現存する遺骨の数のうち、分骨されたケースの数。

（回答）

各療養所における、お亡くなりになられた入所者の数及び現存する遺骨の数については、令和7年6月1日現在で、それぞれ27,823名及び17,822柱となっています。

そのうち分骨数は1,251柱となっています。

3 「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」について

2024年3月及び2025年3月「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」のデータ利活用について、その条件・方式について統一交渉団と協議しつつ、速やかなアクセス実現を求める。

（趣旨・理由）

2024年3月「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査 報告書」でも、「厚生労働省では、本調査に関するデータの統計的な利活用について、今後検

討していく予定である。」と記載されており（４頁）、2025 年 3 月「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査 報告書」でも、「本調査に関するデータの統計的な利活用を認めるべきという本検討会委員の意見を踏まえ、厚生労働省で、今後、データ利活用の可能性について検討していく予定である。」と記載されている（２頁）。

ところが、両調査のデータについて（特に前々年度の 2024 年 3 月に公表された意識調査に関する調査データは、報告書公表から 1 年経過したにもかかわらず）、現時点では、何らアクセスを認める措置がとられていない。

（回答）

「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」のデータ利活用については、利用を希望する方へ提供するにあたり、利用目的等の申請内容や必要な利用条件等を十分に検討する必要があると考えています。

現在、他の調査におけるデータ利活用の事例の確認や、関係部署への聞き取りや相談を進めているところであり、統一交渉団と協議しつつ、早期にデータ利活用の体制を整備してまいります。

第2 在園保障

1 基本方針の確認

国の法的責任を改めて明確にするため、平成13年7月23日付「基本合意書」において確認された国の法的責任及び基本法第3条の基本理念に基づき、13の国立ハンセン病療養所入所者（今後入所する者を含む）の意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認されたい。

（回答）

入所者の皆様に対する在園保障については、これまでの当協議会の確認事項において、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認しています。

引き続き、入所者の皆様の視点に立った施策を推進し、療養環境の充実に努めるとともに、ハンセン病問題の解決にしっかり取り組んでまいります。

2 医師の確保について

基本法第 11 条において国の責務として明示的に「医師」の確保等が定められ、令和元年改正により「医療及び介護に関する体制の整備及び充実」のための措置が求められることとなったこと等の法的対応にもかかわらず、国立ハンセン病療養所における医師の確保について未だ問題が解消されておらず、抜本的な対応が必要である。

- ① 上記の医師確保に関する国の責務及びハンセン病療養所における医師の業務の特殊性に基づき、具体策として、医師給与（基本俸給及び諸手当）の抜本的増額、地域医療ネットワークとの連携・当直手当の改善（応援医師・当直医師の確保による常勤医師の負担軽減）、行政区分を基準とする地域手当の支給割合の引き上げ、電子カルテ整備等の IT 対応（IT 技術支援等の人的措置を含む）などの対応がなされる必要がある。
- ② 特に、医師確保の困難が隔離政策に起因し、国の政策が医師偏在状況を生み出したにもかかわらず、療養所医師の給与・手当は他の医療機関に比して看過できない格差があることが医師欠員の要因となっていることは、厚労省も認識しているとおりでである（令和 3～5 年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項 2（1）参照）。

この待遇格差の最大の要因は、経験年数が増えるに従い初任給調整手当が段階的に減額され、他の医療機関と比較して、特に療養所の園長・副園長等の管理職の待遇格差が大きくなる点にあるが、長年の課題であるにもかかわらずこれが解消されていないのは、現行法制の枠内での解決が困難であるからと言わざるを得ない。

厚労省として、医師待遇の抜本的改善に関する今後の取組方針に関し、立法的解決の必要性を含めて回答されたい。

（回答）

国立ハンセン病療養所の医師については、本年 5 月時点で定員 146 人に対し現員が 121 人となっており、地理的状況や給与等の処遇が民間と比較して低いなどの要因により、25 人の欠員が生じています。

副園長が不在の施設における副園長の配置については、本省と施設が一体となって、大学等に直接足を運び協力要請を行うなど、精力的に取り組んできたところです。

その結果、今年 4 月には、邑久光明園に副園長を配置することができました。

なお、松丘保養園及び東北新生園については、今年 3 月末に副園長が退任しましたが、4 月より副園長等を配置することができました。

一方、栗生楽泉園、星塚敬愛園及び奄美和光園においては、副園長の不在となっており、入所者の皆様が不安を感じられているという状況があることから、この 3 園における副園長の確保は最優先事項であると認識しています。

このため、関係自治体、主要大学の医学部、国立病院機構などの機関を訪問して医師確保の協力を依頼するとともに、就職説明会への参加や、医師募集のパンフレット等の作成、配付などの広報活動を展開するなど PR 活動を行ってまいります。

また、令和 6 年 4 月には、「国立ハンセン病療養所医師確保対策官」を配置し、各療養所における医師確保の状況に応じた地元大学との関係構築に向けた支援や首都圏の大学との関係構築にも取り組んでいるところです。

さらに、医師確保の一層の推進のためには、ご指摘のとおり、医師の処遇や勤務環境の改善が必要と考えています。

このため、医師の処遇改善については、来年度予算においても、初任給調整手当の増額など必要な要求を行ってまいります。

また、電子カルテ整備等の IT 対応については、今年度予算において、電子カルテ導入時における研修費等を増額したところですが、引き続き必要な要求を行ってまいります。

立法的解決の必要性という点については、厚生労働省としては、まずは、医師の処遇について関係機関への要求・調整を粘り強く行っていくことが重要と考えています。

引き続き、入所者の皆様に良質な療養環境が提供できるよう、医師確保に取り組んでまいります。

2 医師の確保について

- ③ 電子カルテ整備等の IT 対応は、中堅若手医師の確保の観点から重要である。各園別に、電子カルテ等の導入状況の詳細を、全医師に関するセキュリティ環境、使用端末 OS（オペレーションシステム）バージョン情報等も含めて回答されたい。その上で、今後の整備の方針を回答されたい（なお、整備にあたっては IT 技術支援等の人的措置も含めて検討されたい）。

（回答）

各療養所における電子カルテの導入状況の詳細は参考資料のとおりです。

電子カルテ整備等の IT 対応は医師確保の取組を行う上でも重要と考えており、引き続き、電子カルテシステムが導入されていない園の導入が進むよう、導入時の研修費も含め、必要な予算を確保してまいります。

また、整備にあたっては、当該システムを管理・維持するために必要な技術的支援や、システムを操作する職員への研修の開催を仕様書に定めるように指導するなど、各療養所において円滑にシステムを運用できるよう対応してまいります。

(参考資料) 電子カルテ導入状況の詳細

	電子カルテ 導入の有無	使用されているOS	セキュリティ対策状況
松丘保養園	×	—	—
東北新生園	×	—	—
栗生楽泉園	○	windows11	・認証システム ・VPN接続
多磨全生園	×	—	—
駿河療養所	×	—	—
長島愛生園	○	windows10	・セキュリティ対策ソフト ・認証システム ・VPN接続
邑久光明園	○	windows10 pro	・セキュリティ対策ソフト ・認証システム ・VPN接続
大島青松園	×	—	—
菊池恵楓園	○	windows10	・セキュリティ対策ソフト ・認証システム ・VPN接続
星塚敬愛園	×	—	—
奄美和光園	×	—	—
沖縄愛楽園	×	—	—
宮古南静園	×	—	—

3 職員問題について

- (1) 令和2年度のハンセン病療養所定員定数は大幅な減であり（94の減、3の増、△91）、令和3年度（89の減、37の増、△52）、令和4～6年度（各年度64の減、13の増、△51）にも相当数の定員減が継続していたところ、令和7年度については、42人の減、17人の増（△25）となった。定員削減の抑制に向けた厚労省を含む関係者のご尽力に改めて感謝を申し上げる。従前の大幅定員減によって、入所者の医療・看護・介護の現場への影響が顕在化していた経過があり（例えば、看護師勤務表組みに支障が生じた園が複数あり、夜間勤務が組めないために新たな入居棟の建設・全員の転居が進められた）、政府としては、上述のとおり、令和元年のハンセン病問題基本法の第11条の改正により、医療介護体制の「充実」のための措置が一層求められることとなったこと、そして、入所者の不自由度・後遺症・認知症の増加・重篤化等を踏まえて一人当たりには要する介護等のケアの必要性が一層高まっていることに鑑み、引き続き現状に即した枠組みにより、看護師等の定員削減によらずむしろ定員の実質減を回避し、かつ、不自由者センター等の集約が回避されるよう確保されたい。

(回答)

平成26年8月に、統一交渉団との間で締結した合意書では、

- ・ 平成31年度以降は定員を継続的に減少させていくが、その際の「入所者1人当たりの定員」については平成30年度時点の水準を下回らないこと

を目指すこととされています。

入所者の皆様におかれては、高齢化が進み、職員の看護・介護によらなければ日々の生活を維持することが困難になっている方も増えていることから、入所者の皆様が良好で平穏な生活を営めるよう療養環境を充実させていくことは重要な課題であると認識しています。

このため、今年度から始まる第15次定員合理化計画においては、できる限り緩やかな定員削減となっています。

今後も一定の合理化を求められていくものと考えられますが、令和8年度における関係省庁への要求に向けて、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の趣旨を踏まえつつ、入所者の療養環境の充実のために必要な人員の確保に取り組んでまいります。

(2) 厚生労働省は、これまで繰り返し、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、生活環境及び医療の整備に最大限努めること、入所者の視点に立った施策を推進し療養環境の充実を図ること、入所者に良質な療養環境の提供に努めること、そのために人員の確保が必要なこと（多職種間で調整・連携できる体制整備を含む）、入所者一人ひとりの意向を尊重した生活支援体制構築は重要な課題であると認識していること等を表明し、確認してきた（例えば、「令和6年度ハンセン病問題対策協議会統一要求書への回答」「第2」の「1」「3（1）～（4）」等）。また、入所者の視点に立った良質な療養環境の確保のため、入所者一人ひとりの意向を尊重した生活支援体制として、各療養所において多職種（医師・看護師・介護員・ケースワーカー等を含む）から構成されるライフサポートチーム（チームの名称は各療養所によって異なる）による取組みがなされており、人権委員会組織に関する協議（後述4（1））においても、各園での同チームの存在と活動を前提とした協議が行われるようになっている。

基本法第3条の基本理念に基づき、隔離政策に起因して家族・故郷と切り離された療養所での入所生活を余儀なくされてきた入所者のために、狭義の医療・介護ケアの観点に限定されることなく、入所者に寄り添い一人ひとりの意向を尊重した人生と生活の支援を行うための体制である多職種構成によるライフサポートの実施・充実は必須のものであり、これを前提とした人員確保が必要であることを確認されたい。

(回答)

入所者一人ひとりが、こころ豊かでその人らしい人生を全うしていただくための支援として、ライフサポートの一層の充実を図ることが重要であると認識しており、必要な予算や人員の確保に取り組んできたところです。

入所者本人の意思を尊重したライフサポートの実施に当たっては、各療養所にライフサポート担当の看護師長を配置し、入所者の意思確認を適切に行い、その情報を集約・整理するとともに、専門的な知識や経験に基づいて関係する多職種間で調整・連携できる体制を整備しています。

引き続き、療養所におけるライフサポートの取組が推進されるよう必要な予算や人員の確保を行ってまいります。

(3) 上記(1)(2)から要請される人員確保の趣旨は、療養所の現場で働く看護・介護職員が確保されなければ実現できない(しかし、栗生・長島等で顕著な欠員がみられる)。看護・介護に関する職員の採用・雇用継続のためには現在の経済状況に照らして全般的な待遇の速やかな改善が必要であり、看護師の不足への対策として、手当に関する制度の見直し・抜本的増額等も検討すべきである(なお、看護師・介護員の待遇を検討にあたり民間との比較をする際には、同種の職種との比較のみを行うのは適切ではない)。必要人員確保の観点から看護師の定年後短時間勤務による採用で十分であるのかについても検証される必要がある。

加えて、期間業務職員が募集されても、必要を満たす応募が無く採用できない状況又は採用者が定着しない状況は未だ解消されたとは言えない(長島・邑久・菊池・星塚・沖縄等で不足がみられる)。定員職員の待遇に合わせる方向での期間業務職員の待遇改善などの努力については評価できるが、日給月給制であることを含む基本的な待遇上の制約がある中で、なお十分なものとは言えず、入所者の不安と介護ニーズの高まりを踏まえ、募集の内容や方法・周知に関する改善・工夫をするとともに、今後とも各療養所において必要な期間業務職員の新規採用が可能であることを確認・周知の上、必要な人員確保のための取組方針について説明されたい。

(回答)

令和6年の人事院勧告による国家公務員の給与の引上げが行われており、看護師についても初任給及びボーナスの引上げが実施されています。

療養所において、定年退職者を再任用する場合には、原則、短時間勤務で任用することとしている一方で、介護員及び調理師は、施設長が必要と判断した場合にはフルタイム勤務での再任用が可能であること、これにより難しい場合は、本省に協議を行うこととしています。

このため、実際に夜勤人員の確保等の観点から、フルタイム勤務で再任用している看護師もあり、療養所において必要な人員を検証した上で、必要に応じて本省に協議がなされているものと考えています。

また、期間業務職員については、療養所の運営に必要な職員を採用することが可能になるよう、柔軟な運用を維持しつつ、必要な介護体制等の確保を図っていくことが重要と考えています。

このため、令和3年度から、介護員については、各療養所が入所者自治会等とも調整の上で本省に協議した必要数を踏まえて、予め定数を配付し、その範囲内で各療養所での採用を可能とする運用としています。

また、介護員の期間業務職員の採用に当たっては、各療養所において、ホームページやハローワークで募集を行っているところですが、ハンセン病療養所の魅力や国家公務員非常勤職員の処遇等に係る情報を積

極的に発信していくため、令和５年度に本省で作成したパンフレットを各療養所に提供したところです。

引き続き、入所者の皆様に良質な療養環境が提供できるよう、必要な人員の確保に努めてまいります。

（４）療養所の定員問題は、隔離政策の下で、正規職員を配置せず患者作業によって療養所運営をまかなったこと及び作業返還の際に必要な定員職員を配置しなかったことに起因するところ、賃金職員及び期間業務職員の雇用上の不安定な身分・待遇はなお残存している。介護以外の業務を行う賃金職員についてその職種で定員化する措置をとる等一層の職員定員化の努力をされたい。

（回答）

厳しい定員事情にあるものの、入所者の高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大等を勘案し、令和７年度については２３名の期間業務職員を介護員として定員化したところです。

また、昭和５８年の閣議決定により、介護員以外の技能・労務職員等の定員化は困難ですが、期間業務職員については、現在、調理師及び電気・水道・ボイラー等のライフライン関連業務等職員について新規採用を可能としています。

今後とも、入所者の皆様への良質な療養環境の提供に努めてまいります。

（５）職員退職後の後補充に関し、介護・調理・ライフラインに係る職種以外の職員についても、徒に外注化を進めるのではなく必要な職員を確保されたい。やむを得ず業務委託を行う場合にあっては入所者の人権と療養環境の尊重・向上のための具体的な条件を設定するなど、療養環境の改善に資するものとなるよう確保されたい。

（回答）

今後とも、必要に応じて期間業務職員等の確保を行うとともに、業務委託を行う場合については、入所者の皆様に良質な療養環境の提供が図られるよう適切に対応してまいります。

(6) 現在、介護三交替制が6つの療養所で実施されているところ、平成31（令和元）年に介護員の夜間業務手当が日額730円から1060円に改善されたが、その後の改善がなされておらず、看護師や他の施設の介護職に比しても、なお明らかに低廉であると言わざるを得ない。

介護三交替の導入にあたっては、入所者の生活・療養環境の充足に必要な人員の確保（特に、日中の介護力が低下しない体制の確保）が必須の前提であること、この観点から関係者からの丁寧な意見聴取等が重要であること（各療養所の人権擁護委員会において、導入の具体的内容とその影響について事前に検討するとともに、事後の継続的検証を行うことを含む）を確認するとともに、三交替を導入した場合の夜間の介護業務に関しては、ハンセン病介護の特殊性・業務内容を踏まえた抜本的手当増額・ハンセン病療養所のための手当の新設等を求める。

(回答)

介護員の三交替制勤務については、療養環境を第一に考え、各療養所において夜間介護の必要性や業務内容、配置人員等の確認・検討を行い、全療協や入所者自治会等の必要な関係者の理解を得た上で実施するものと考えています。

また、介護員の夜間業務にかかる手当額については、令和元年度より増額が認められたところですが、さらに改善が図られるよう必要な要求を行ってまいります。

(7) 基本法の理念等(上記1)に基づく日々の療養所運営がなされるためには、職員(幹部職員を含む)に対する適切な研修が定期的になされる必要がある。他方、研修に時間を割けば他の業務のための時間が減ることになるから、研修の回数・時間・内容等に関して、できる限り効果的なものとする必要があることも言うまでもない。この観点から、各園における令和5年度及び令和6年度の職員向け研修の実施状況(日時、対象者と参加人数、テーマ・講師その他の内容)について、整理して回答されたい。

(回答)

入所者の療養環境の充実や円滑な施設運営を図るため、職員の知識や技術の維持・向上を目的とした研修を実施しています。

具体的には、職員や外部有識者を講師とし、看護師、介護員、栄養士、調理師等を対象とした研修を実施しており、医療経営支援課では、ハラスメント相談員研修、看護管理マネジメント研修、栄養士・調理師業務研修、介護員研修を実施しており、令和5年度、令和6年度に実施した各4回の研修において、それぞれ計148名の国立ハンセン病療養所職員が参加しています。

また、各療養所においても、療養所ごとに研修内容や回数、参加人数等は異なりますが、認知症ケア、摂食嚥下障害対策、医療安全対策、院内感染対策等をテーマとした研修を実施してきたところです。

研修の実施に当たっては、施設の業務や入所者の療養環境に支障が生じないように、開催時期、時間帯等に配慮するとともに、WEB等も活用しながら、引き続き、効果的・効率的な実施に努めてまいります。

(8) 上記(1)乃至(3)、(6)及び(7)に関連し、入所者に対する看護・介護の現状と今後の取組(定員及び人員確保の方針並びに介護員の三交替制)について統一交渉団と状況を共有するとともに必要な協議を行うため、作業部会を含む意見交換の機会を適時に設けられたい。

(回答)

ご要望の点については、必要に応じて、今後も協議の形態や協議する内容等を相談してまいります。

4 入所者の臨床・生活上の人権問題を扱う委員会組織について

- (1) 過去9か年度にわたり、定期協議での合意に基づいて、厚労省本省・施設長・統一交渉団による協議の場をもったところであるが（昨年度は、令和6年12月17日に実施された）、療養所によって、定期的な開催に至っておらず、また、議題設定の方法や園長が委員長となっている等の課題がある。本年度も、この問題に関する理解と認識を相互に深め、取り組みをさらに進めるため、引き続き同様の協議の場を設定されたい。
- (2) 上記委員会組織の外部委員においては、ハンセン病療養所の歴史、全療協及び自治会の果たしてきた役割、平成13年7月23日付「基本合意書」及びその後の定期協議による確認事項の内容・経緯等について十分な理解が必要であり、また、過去7回の外部委員研修（7回目については本年3月4日に実施）における意見交換の状況に照らし、各園における取組を相互に知ることが極めて有益であるため、引き続き本年度においても、外部委員を対象とした研修又は意見交換会議を実施されたい。

（回答）

「人権擁護のための委員会組織の協議」及び「人権擁護に関する委員会の外部委員に対する研修」については、今後の開催時期や開催方法について、引き続き、関係者にご相談しながら進めてまいります。

5 地域社会との交流の確保及び大島青松園の船舶等の問題について

- (1) 大島青松園に関し、船舶（官用船及び民間委託船）の運航が、同園入所者が地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むうえでの絶対条件であるとともに、同園入所者の生命・健康・生活を維持する医師及び職員の就労にとって不可欠であることを確認されたい。国の責任において、同園入所者の生活に支障なきよう、船舶の安定的運航を維持し、かつ、船舶及び船員を確保することを表明されたい

(回答)

大島青松園は離島に立地していることから船舶が唯一の移動手段であるため、船舶を安定的に運航することは重要であると認識しています。

引き続き、大島青松園の入所者の皆様が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう船舶を安全かつ安定的に運航するようしっかり取り組んでまいります。

- (2) 令和6年度冬季（11月～2月）にかけて、職員通勤用の民間委託船（庵治航路）の欠航が多発し、職員の欠勤が増加したことにより、大島青松園入所者の医療・介護・生活に多大な支障が生じたことの問題性を十分に認識されたい。そして、すみやかにその理由・原因を調査・究明するとともに、大島青松園入所者自治会との間で船舶運航体制の抜本の見直しも含む、下記対応策を講じるべく、民間委託契約内容を同自治会に開示した上で協議を開始することを求める。

- ① 民間委託契約の不備等が原因であるときは、早急に民間委託先、委託内容及び委託条件の見直しを図ること
- ② 委託先の船舶が、安定的な運航を維持するうえで、大島青松園の桟橋の構造や気候条件に適合しないことが原因であるときは、民間委託先に対し、船舶の交換等を指示する、あるいは、国が船舶を貸与する等の対応を図ること
- ③ 民間委託契約に内在する限界が原因であるときは、庵治航路を官用船で運航することを検討すること（船舶の新規建造、船員職員の雇用維持及び増員を含む）
- ④ 冬季においては、当直職員を常時配置する等の勤務体制の整備改善を図ること

(回答)

職員通勤用の民間委託船（庵治航路）が欠航した主な理由・原因は、大島港・庵治港、又は航路上の風速が、海上運送法、船員法に基づき民間委託先が定める運航基準を超えていたためと認識しています。

なお、本運航基準で定められている風速は、関係協会が定める基準を参考に定めている状況にあり、加えて、知床船の事故によって運用が厳格化していると聞いています。

このため、運航基準を超える風速以上の場合は、船舶の安定運航上、欠航することとなりますが、大島青生園においては、欠航時においても療養所の運営に支障が生じないよう人員体制を組んでいるところです。

本件については、今年3月に大島青松園へ訪問した際に、療養所及び入所者自治会からお話を伺ったところであり、民間委託先も含めた関係者協議を行ってきたところです。

引き続き、入所者の療養環境の確保の観点から、関係者との協議の継続、及び大島青松園の人員体制の確保を図ってまいります。

(3) 大島青松園在園者の念願であった、大島港の棧橋新設改修工事は、関係各位のご尽力により、令和4年10月に着工され、令和7年度に棧橋の嵩上げ工事、令和8年度には仮棧橋撤去工事をもって完成する予定である。

しかしながら、これまでの工事の遅延・長期化によって、研修棟Ⅱ期工事、集約化された第3センターの取壊しと総合診療棟の整備、社会交流会館の収蔵庫整備等、大島青松園入所者の医療・介護・生活にとって不可欠な施設整備が遅延停滞しているのが現状である。

経済情勢等の影響によって新棧橋の完成がこれ以上遅延することのないよう、国は新棧橋新設改修工事実施者である高松市に対して最大限の支援を行うとともに、前記施設整備の速やかなる準備・着手・実行を求める。

(回答)

工事調達に当たっては、建築資材や人件費の高騰に加え、大島青松園においては海上輸送コストなど、各療養所において必要な経費を適切に見込むことが重要です。

令和5年度より、各療養所が行う施設整備に関する支援体制の強化を図るため、医政局医療経営支援課に営繕企画調整官を配置するとともに、多磨全生園には営繕企画調整官と連携しながら全国の療養所の営繕に関する業務を担う施設管理班長を配置しています。

各療養所の施設整備が円滑かつ迅速に実施できるよう、引き続き、必要な対応を行ってまいります。

(4) 高松市は、平成26年11月、「交流・定住の促進」及び「歴史の伝承」を2本柱とする「大島振興方策」を策定し、同市は策定10年を迎えた令和6年以降、同方策の具体化・実現化にむけ動き出しているところである。

大島青松園入園者の意向を十分に反映した、同園の将来構想及び持続化構想の早期策定と実現に向け、厚生労働省は、高松市に早期の協議会設置を求めるとともに、助言・指導・支援を実行されたい。

(回答)

将来構想の策定に当たっては、療養所の職員や入所者自治会のほか、地方自治体等の関係者が連携し進めることが重要と考えています。

高松市と大島振興方策で示されている大島青松園の将来構想の見直しを検討する場の設置に向けた協議を進めているところであり、本年5月にも高松市と今後の進め方等について協議を行ったところです。

今後とも、引き続き円滑に検討が行われるよう、高松市と連携しながら、必要な対応を行ってまいります。

(5) 令和2年2月以降、各療養所においても新型コロナウイルス感染予防のための措置等が実施され、入所者の生活・心身にも大きな影響を与えてきたが、過去3か年度の本協議会確認に基づき実施された委員会組織協議(上記4(1))及び外部委員研修(上記4(2))においても、特に療養所の外部関係者との交流等の制限が、入所者の生活や委員会開催自体にも大きな影響を及ぼしたことが明らかとなった。

言うまでも無く、高齢化・障害の重篤化等が進む入所者にとって、療養所外の知人・友人・支援者らとの交流等の機会は、心身の安定や機能低下の防止にも資する極めて重要な権利・利益である。その確保・促進は、基本法に基づく療養所の責務の一つである。

そして、基本法がこれらを国の責務とした趣旨は、隔離被害からの回復という点にある(基本法3条1項2項、12条)。他方、交流等の機会確保のための具体的な方策・工夫を検討することは十分に可能であると考えられる。この間の各療養所における交流等制限は、これによる深刻な影響を受けた入所者においては、「第二の隔離」ともいうべき事態が生じてきたとの危惧を指摘せざるを得ず、法の趣旨にも悖る状況が生じていた。

厚生労働省は、今後とも物的設備の整備、人員配置等に関して予算を含む措置を確保するとともに、各療養所において、人権委員会が定期開催され(オンライン開催を含む)、かつ、交流等確保のための方策が検討され、その実施が具体化されるよう適切な対応をされたい(令和2年2月以来の状況を事後的・継続的に検証することも人権委員会組織の重要な役割と考えるべきであり、また、感染予防対策の必要性自体は今後とも否定されない状況を想定しつつ、今後の具体的方策が検討されるべきである)。なお、感染症対策の目的で入所者との面会交流や宿泊について現在も制限を設けている療養所においては、訪問者に対する機動的な抗原検査等の措置により対応可能となる場合があると考えられることから、これらの療養所における抗原検査等の機器・実施体制の状況について療養所別に回答されたい。

(回答)

新型コロナウイルス感染症の流行を受け、早期のスクリーニングによる感染拡大防止等の観点から、入所者及び職員に対する一斉・定期的な検査を実施するための予算や、地域との交流を図るためオンライン面会等の環境整備に必要な予算を確保しています。

令和7年度予算においても、高齢化が進む入所者の感染リスクを低減するため、引き続き同予算を確保しているところです。

各療養所においては、こうした予算を活用しながら職員・入所者が一丸となって感染防止対策を徹底しつつ、入所者自治会とも調整の上、感染防止対策と地域との交流が両立できるよう対応を行ってきています。

また、各療養所における抗原検査等の機器・実施体制の状況は参考資料

のとおりです。

厚生労働省としては、引き続き、必要な予算を確保するとともに、各療養所における取組事例を共有することなどにより、感染防止対策と地域との交流が両立できるよう努めてまいります。

(参考資料) 各療養所における抗原検査等の機器・実施体制の状況

	面会等の 制限有無	訪問時の対応	検査機器等の保有状況
松丘保養園	有り	・訪問時に体調確認し、リスクが認められる場合は、面会を遠慮いただく。 ・入所者所属のセンター及び病棟のナースセンターに確認し、面会可否の確認や相談を実施。 ・宿泊は完全予約制。	・抗原定性検査キット（1回20分程度、100回分程度）
東北新生園	有り	・訪問予約の際に周囲にコロナウイルス等感染者がいないか確認し、日程を決定している。 ・訪問時に体調確認し、リスクが認められる場合は面会を遠慮いただく。 ・面会時間は15分～30分に制限している。	・抗原定性検査キット（1回20分程度、150回分程度） ・抗原定性検査キット（1回60分程度、25回分程度）
栗生楽泉園	有り	・訪問時に体温測定を実施し、高熱の場合は、面会を遠慮いただく。	・抗原定性検査キット（1回5分程度、10回分程度） ・抗原定量検査キット（1回30分程度、10回分程度）
多磨全生園	有り	・訪問時に体調確認し、リスクが認められる場合は面会を遠慮いただく。 ・面会后1週間以内に発熱や風邪症状等が出現した場合は、速やかにお知らせいただくよう説明している。 ・感染状況に応じて、入所者との飲食及び飲酒を制限している。	・PCR検査キット（1回51分10回分程度）、1回37分10回分程度）
駿河療養所	有り	・訪問時に体調確認し、リスクが認められる場合は面会を遠慮いただく。 ・事前予約制とし、面会可能時間帯を制限している。 ・入所者との飲食を伴う場合は抗原検査を行う。	・抗原定量検査キット（1回30分、100回分）
長島愛生園	無し	—	・抗原定性検査キット（1回8分、30回分） ・PCR検査キット（1回60分、20回分程度）
邑久光明園	有り	・訪問時に体調確認し、リスクが認められる場合は面会を遠慮いただく。 ・入所者との飲食を伴う場合は抗原検査等を行う。 ・抗原検査等を行わないのであれば、入所者との会食を禁止とし、また、マスク着用での面会を実施している。 ・抗原検査等の結果、陰性だった場合、マスクを外しての面会を可とし、入所者との会食も可としている。	・抗原定量検査キット（1回40分、50回分） ・抗原定性検査キット（1回20分、10回分）
大島青松園	有り	・訪問時に体調確認し、リスクが認められる場合は面会を遠慮いただく。 ・面会場所を制限している。	・PCR検査キット（20回分）
菊池恵楓園	無し	—	・抗原定性検査キット（730回分） ・抗原定性検査キット（80回分） ・抗原定性検査キット（200回分）
星塚敬愛園	有り	・訪問時に体調確認し、リスクが認められる場合は面会を遠慮いただく。 ・面会時間を制限している。 ・宿泊の場合は他園入所者、家族に限定する。	・抗原定性検査キット（1回15分、30回分） ・PCR検査機器（1回60分）
奄美和光園	無し	—	・抗原定性検査キット（10回分）
沖縄愛楽園	有り	・訪問時に体調確認し、リスクが認められる場合は面会を遠慮いただく。 ・面会時間を制限している。 ・面会可能人数を制限している。	・抗原定性検査キット（1回15分、200回分）
宮古南静園	有り	・訪問時に体調確認し、リスクが認められる場合は面会を遠慮いただく。 ・面会可能人数を制限している。 ・面会時間を制限している。	・抗原定性検査キット（1回20分、22回分） ・PCR検査キット（1回15分、48回分）

(6) 各療養所への訪問者等が利用するための交通手段の改善に関する課題について、令和5年11月24日及び令和6年4月16日の2回にわたり意見交換を実施し、厚労省からは①療養所職員による送迎支援、または、②療養所において送迎業務の委託契約を行う等により、療養所への訪問手段の確保を目指すことが表明され、実施にあたっては各療養所の入所者自治会への説明と理解のもとで実施すること、どのような運航体制とするかなど各園の実情に応じて検討すること、令和7年度予算要求にて対応しつつ、令和6年度中に実施する場合も必要な予算を確保する旨の方針説明がなされ、意見交換会の参加者から評価された。厚労省として、改めて上記の方針を確認するとともに、上記方針に基づく施策に関し、現在の各園状況を回答されたい。

(回答)

交通手段については、療養所ごとの実情に応じた検討が必要であり、入所者自治会への説明とご理解の下、実施いただく方針としています。

また、必要な予算については、令和6年度は先行実施する園に対する経費を捻出するとともに、令和7年度より必要な予算を確保しているところです。

この結果、令和6年度中に3園（長島愛生園、邑久光明園、宮古南静園）が実施しているほか、本年度においては、2園（駿河療養所、沖縄愛楽園）が取組予定、3園（栗生楽泉園、星塚敬愛園、奄美和光園）が検討中という状況となっています。

(参考資料) 各療養所における交通困難解消に向けた取組の実施状況

	各療養所における交通困難解消に向けた取組の実施状況
松丘保養園	自治会にも確認の上、新しい取組は予定していない
東北新生園	自治会にも確認の上、新しい取組は予定していない
栗生楽泉園	検討中
多磨全生園	自治会にも確認の上、新しい取組は予定していない
駿河療養所	取組を予定している
長島愛生園	取組を実施している
邑久光明園	取組を実施している
大島青松園	自治会にも確認の上、新しい取組は予定していない
菊池恵楓園	自治会にも確認の上、新しい取組は予定していない
星塚敬愛園	検討中
奄美和光園	検討中
沖縄愛楽園	取組を予定している
宮古南静園	取組を実施している

6 関係者との協議その他意見反映のための措置について

厚生労働省及び各園が行う施策の実施には、一度実施するとそれによって生じた不都合や不利益は取り返しがつかない性質を持つものも少なくない。少なくとも、介護三交替の実施や（上記3（6）参照）、病棟・不自由者センターを含む施設の利用方法の大幅な変更・集約など、入所者の療養環境に与える影響が大きいものについては、その当否や内容について、各園の入所者自治会、人権委員会組織（上記4参照）及びその他の関係者との協議の場を必ず設け、その意見を反映させるべきことを確保する旨確認・表明されたい（基本法6条）。

（回答）

療養所の人員配置や組織体制に関するものについては、施設長の責任と権限において実施するものですが、入所者の療養環境への影響が大きい事案を進めるに当たっては、全療協や入所者自治会等の必要な関係者に対して丁寧に説明を行うとともに、十分な理解を得た上で実施するよう指導してまいります。

第3 社会復帰・社会内生活支援

1 基本方針の確認

ハンセン病回復者の社会復帰の円滑化・容易化及び退所者の社会内生活の安定化のために、今後も隔離政策による被害回復を旨として、退所者・非入所者の医療・介護制度・相談体制等の改善・整備ならびに継続的・安定的な経済支援等に最大限努力することを確認されたい（基本法第3条関係 なお、平成13年7月23日付「基本合意書」及び入所歴なき原告に関する平成14年1月28日付「基本合意書」参照）。

（回答）

退所者や非入所者の方々への医療・介護等は、退所者や非入所者の方々が地域で安心して暮らしていくために大変重要であり、特に退所者・非入所者の数が多い、沖縄県では、退所者の会の方々等のご意見を聞きながら、ソーシャルワーカーによる相談体制の整備、宮古島での新たな相談支援の拠点の開設なども行ったところです。

その他、退所者・非入所者の方々が地域で生活する中で、より身近で適切な相談が受けられるよう各相談支援窓口等の案内を送付するなど行っております。引き続き、皆様からのご意見も伺いながら、必要な施策の充実に向け、努力してまいります。

2 医療・介護制度改善に向けての取組み

- （1） 地域において、足底穿（せん）孔症、知覚麻痺（ひ）等のハンセン病特有の後遺症に対して適切な対応が行われることなど回復者本人の心情に応じた適切な医療及び介護が行われるようにするため、医療・介護関係者への研修の充実、協力医の確保及び個々の回復者と医療機関・介護事業者等とをつなぐソーシャルワーカー等の専門相談員の配置をすすめ、充実した支援体制を早急に実現されたい。
- （2） 回復者の生活実態に即した適切な介護認定や障害認定を行うためにどのような課題があるか、相談支援事案を集約して分析をされたい。その結果に基づき、必要な情報を積極的に提供されたい。

（回答）

地域において、皆様の御事情、個々のケースに応じ、ハンセン病特有の後遺症等に対して、適切な医療、介護等のサービスを受けられるようにすることは重要であり、医療関係については、昨年3月、国立感染症研究所ハンセン病研究センターの協力を得て、退所者等ハンドブックを更新し、全国各地の協力医療機関リストやハンセン病に関して相談可能な医師のリストを厚生労働省ホームページ掲載や各都道府県等へ配布しております。

また、介護関係やその他の相談事案については、退所者が多い沖縄県において、沖縄県ゆうな協会の事業内容を抜本的に見直し、沖縄本島及び宮古島にソーシャルワーカーによる相談支援拠点を開設したところであり、引き続き、相談支援を進めてまいります。

昨年度末には、退所者の方へ相談支援等に関するニーズを把握するためのアンケート調査を実施したところであり、アンケート結果も踏まえ、沖縄県については引き続きゆうな協会を通じた支援を、ふれあい相談員がいない東北などの地域については、ふれあい福祉協会と連携し、ふれあい相談員の拡充等により、ソーシャルワーカー等の専門相談員などによる相談支援窓口の充実に努めてまいりたいと考えています。

これらの相談支援事業を実施していく中で、ゆうな協会やふれあい福祉協会などと連携しながら相談支援事業を集約することで、介護認定や障害認定のための課題等の分析も可能となっていくと考えています。

3 回復者相談事業の拡充について

- (1) 「沖縄県ハンセン病対策事業」「社会復帰者等支援事業」について、当事者のニーズや意見に沿った適切な運営がおこなわれるよう、委託事業者に対し、当事者との意見交換及びPDCAサイクルの徹底を指導し、適切に事業の見直しが図られるよう事業の評価及び管理、監督体制を整備されたい。
- (2) 沖縄県ハンセン病対策事業については、沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会と連携し、回復者のニーズに応じた支援体制の拡充のため、下記の点につき努力されたい。
 - ① 本島及び宮古島のみならず、八重山地域（石垣島）への専門相談員を配置すること
 - ② 生活支援事業（ゆうな相談員事業）の人員拡充及び運用改善。なお、四肢の感覚機能障害等の後遺障害に鑑み、人的・社会的交流にとって必要な書簡や文書の代筆、パソコン等のIT機器の操作補助等も家事支援に含めるなどの柔軟な対応をすること
 - ③ ゆうな診療所にハンセン病に関する知見のある医師の派遣を沖縄県医師会・日本ハンセン病学会に要請し、遠方からの派遣の旅費等についても柔軟に対応すること
- (3) 社会復帰者等支援事業については、各地、とりわけ回復者の多い首都圏・関西・奄美・熊本等には、社会福祉士会などの関係団体と調整を図り、関係団体の協力を得て、専門相談員の配置拡充をされたい。特に、退所者給与金等受給者への意向調査の結果、相談窓口につながることを希望する回復者に対し、速やかに身近な相談窓口、相談担当者を紹介すべく、専門相談員の拡充をされたい。
- (4) 全国的に充実した相談支援が受けられるように、都道府県の相談窓口において個々のハンセン病回復者に対する支援を行うことができるように相談員の配置、研修の充実など体制を整備されたい。
- (5) 退所者給与金等の受給者のなかで、現況調査（送金依頼のはがきを含む。）の報告がされず、給与金が停止になるケースが散見される。現況調査の報告がされない場合のフォローの体制を充実するとともに、現況

調査の制度の見直しも含めて検討されたい。

- (6) 各種相談窓口の相談員、療養所のソーシャルワーカー等の職員、ピア相談員の連携のための意見交換の場を設置されたい。
- (7) ハンセン病問題について学校で学ぶ機会を広めるなど、偏見差別解消にむけた啓発へのより積極的な取組を行われたい。講師派遣事業の周知についても工夫されたい。

(回答)

「沖縄ハンセン病対策事業」については、沖縄県生活支援部会へ厚生労働省も出席し、回復者の皆様のご意見を伺いながら、事業の抜本的な見直しに取り組み、ソーシャルワーカーの常勤配置、ゆうな相談センター宮古の開設、生活支援事業の立ち上げなど改善に取り組んできました。引き続き、生活支援部会の方等を通じ、回復者の意見を伺いながら、事業の評価、管理監督、事業の見直し等を行ってまいります。

沖縄県の八重山地域での相談支援体制については、ゆうな協会本部や相談センター宮古のソーシャルワーカーによる訪問により、状況の把握を行い、今後の相談支援体制等について検討してまいります。また、生活支援事業の運用改善などの点については、ゆうな協会の事業の実施状況も踏まえつつ、引き続き、沖縄県的生活支援部会の方で議論をしながら、検討してまいります。

ゆうな診療所への医師派遣等については、現在、邑久光明園の青木園長にご協力いただく方向で、邑久光明園及び青木園長と調整を進めております。

社会復帰者等支援事業については、本年2月に実施した退所者の方へ相談支援等に関するアンケート調査の結果等も踏まえ、ソーシャルワーカー等の専門相談員による相談支援が受けられるよう、委託先と連携し、相談支援窓口の充実に努めてまいります。

各都道府県の相談窓口の対応については、各都道府県に対し、昨年度の担当主管課長会議において、相談支援体制の確保を依頼したところであり、引き続き各都道府県へ要請してまいります。

各種相談窓口の相談員、療養所のソーシャルワーカー等の相談員の意見交換の場については、各療養所及び相談支援事業の委託先含め関係機関と相談しながら検討してまいります。

退所者給与金等の受給者に現況届や送金依頼のはがきについては、期限までに届かなかった場合、専任の担当職員が電話で状況を確認させていただいておりますが、今後とも、1件1件、丁寧にフォローさせていただき、手続きが滞ることがないように対応してまいります。

偏見差別解消のための普及啓発事業については、国立ハンセン病資料館の学芸員による学校への出張講座や、各都道府県や療養所所在市町向けの普及啓発事業への補助事業、退所者等が行う講師派遣事業など、様々な事業を通じて進めていくとともに、その周知等についても、委託先と相談しながら進めてまいります。

4 非入所者給与金受給者の遺族に対する経済的支援について

退所者給与金制度における特定配偶者支援金制度に準じた、非入所者給与金受給者に扶養されていた遺族に対する経済的支援策を早期に実現されたい。

このため、非入所者本人からの聴き取り等の調査を本年度中に実施されたい。

(回答)

非入所者給与金受給者のご遺族に対する経済的支援については、平成27年度の非入所者給与金受給者の生活等の実態に関するアンケート調査に加え、平成30年度の「現況届」に併せて再度アンケート調査を実施し、その中でさらに聞き取り調査に同意をいただいた非入所者に対して、令和元年度に、弁護団の皆様にもご協力いただき、個別の聞き取り調査を行いました。

先日、5月に開催した社会復帰作業部会に引き続き、作業部会を開催し、弁護団と連携の上、促進法の基本理念に照らし、生活実態等の聞き取り調査や経済的支援の在り方等について検討してまいります。

5 回復者の社会生活上の困難の把握

回復者が、社会生活を継続するにせよ、再入所・新規入所の道を選択するにせよ、それが、やむをえない選択ではなく、回復者の尊厳、幸福追求権にもとづいた選択でなければならない。

健康・生活衛生局難病対策課と医政局医療経営支援課が連携協力し、各地での回復者の聞き取りやアンケート等による実態把握及び再入所者からのヒアリング等による再入所の原因分析を行い、社会内・療養所内を問わず、回復者が尊厳ある老後生活を送ることを可能とする施策を検討されたい。

(回答)

退所者・非入所者の方々の実情把握については、令和4年度の「老後の社会生活に関するアンケート」に続き、本年2月には、退所者・非入所者の方へ相談支援等に関するアンケート調査を実施いたしました。

今後も、統一交渉団からご意見を伺いながら、必要に応じ、再入所等の希望や理由に関する調査も含め現況届発送に合わせてアンケート調査を実施するなど、退所者・非入所者の実情を把握することとし、実情把握に努め、対応策を検討してまいります。

第4 元患者家族に対する施策について

1 基本方針の確認

令和元年6月28日熊本地裁判決を受け、同年7月12日に閣議決定された内閣総理大臣談話、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号、以下「家族補償法」という）及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第56号）の趣旨を十分に踏まえ、ハンセン病回復者及びその家族の意見を尊重しつつ、家族が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むための基盤整備等を行い、偏見や差別のない社会の実現に向けて最大限努力することを確認されたい。

とりわけ、上記熊本地裁判決後に取り組みが始まった家族交流会事業、講師等派遣事業及び相談事業については、国の法的責任を踏まえ、家族がこれまで受けてきた偏見差別の解消及び家族関係の回復を目的としたものであることを明確に位置づけた上で、事業を実施することをあらためて確認されたい。

（回答）

厚生労働省として、総理談話や家族補償法、改正促進法の趣旨を十分に踏まえ、元患者の方々やそのご家族などの声をお伺いしながら、文部科学省や法務省とも連携し、国の責務として、偏見や差別の解消に向けた取組の一層の充実を図ってまいります。

また、家族交流会事業等の家族関係回復等支援事業は、家族関係の回復を図り、家族がこれまで受けてきたいわれのない偏見差別の解消、名誉の回復等を図ることを目的としています。今後もこの目的を堅持し、事業の実施に努めてまいります。

2 家族交流会・講師等派遣事業の実施

- （1）同様の経験を持つ家族相互の交流を深めることにより、自身の被害回復及び家族関係の回復の一助となるよう、また、家族が講演活動を行うことにより偏見差別の解消及び家族の社会参加が図られるよう、家族交流会事業及び講師等派遣事業を積極的に実施することをあらためて確認されたい。
- （2）講師等派遣事業については、偏見差別の解消に向けては被害当事者の「語り」の果たす役割が極めて重要であることをふまえ、事業をより円滑に、かつ積極的に実施、展開できるようにするとともに、啓発活動の充実に向けた取組をさらに強化することを確認されたい。
- （3）両事業の実施に当たっては、家族の実情および要望に十分こたえる事業とすべく、作業部会等において、家族及び弁護団との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行うこと、委託先との協議・意見交換の場を設定することを確認されたい。

また、講師等派遣事業については、ハンセン病資料館との連携も図るべ

く、資料館、厚労省と家族・弁護団との協議・意見交換の場を設定されたい。

(回答)

元患者のご家族の皆様が、同様の経験を持つ家族相互の交流を深めることにより家族関係回復の一助になるように、また、ご家族の皆様自身が企業や学校等に赴き講演を行うことにより、偏見・差別の解消や社会参加が図られるよう、両事業の積極的な実施に努めてまいります。

当事者による「語り」が重要であることは、厚生労働省としても認識しており、今後も、偏見差別の解消のため、関係省庁と連携を図りつつ、統一交渉団と意見交換を行いながら、両事業を着実に実施してまいります。また、委託業者や国立ハンセン病資料館も含めた意見交換についても検討してまいります。

3 家族についての書籍の発行、啓発資料の作成等

- (1) 家族の被害回復および偏見差別の解消を図るため、家族が被ってきた人生被害、生き抜いてきた人生やその思い等を綴った書籍等を発行することの意義をふまえ、その実現のための準備、発行及び普及等に要する予算を確保されたい。
- (2) 家族が被ってきた人生被害等がわかりやすく理解できるような啓発パンフレット、冊子等を作成し、広く配布されたい。

(回答)

ご家族の被害回復や偏見差別の解消を図るため、ご家族が被ってきた被害やその思い等について、分かりやすい資料を作成し啓発していくことは重要であると認識しており、国立ハンセン病資料館に対し、ご家族の被害やその思い等に関する特別企画展を開催し、ご家族が被ってきた被害やその思い等を綴った冊子を作成し配布するよう指示し、来年1月の特別企画展開催に向けて準備を進めております。

引き続き、普及啓発に係る予算をしっかりと確保した上で、国立ハンセン病資料館によるご家族の被害等に関する特別企画展の開催、ご家族が被ってきた被害やその思い等を綴った小冊子の作成を進め、各都道府県や各園の社会交流会館等へ広く配布することを検討してまいります。

4 相談体制の整備

家族が、社会内で良好かつ平穏な生活を営むため、また家族関係の回復を図るためには、相談体制の整備、充実が必要不可欠であるところ、下記事項に十分配慮しつつ、家族及び弁護団との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行い、全国的な相談体制の整備及び充実を図るべく、

最大限努力することを確認されたい。

- (1) 家族の実情をふまえた実効性ある相談体制を整備すること
 - (2) ピア相談員（家族ピアサポーター）が、家族のおかれた現状ならびにその被害を十分に認識した上で、適切な相談・支援を行えるよう、必要かつ十分な研修を実施すること
 - (3) 全国各地にソーシャルワーカー等の専門家相談員を配置し、ピア相談員との連携を図り、各地における相談・個別支援が可能な体制を整備・充実させること
- また、ピア相談事業の拡充と広報を速やかに実現すべく、委託先を含めた協議の場を設定されたい。

（回答）

ご家族の皆様が、地域で安心して暮らすため、また、元患者との家族関係を回復するためには、ご家族に対する相談体制を整備することが重要であり、今後も、全国的な相談体制の更なる充実を図るため、委託事業者（ふれあい福祉協会）と、しっかり調整を行ってまいります。また、委託先のふれあい福祉協会も含めた協議の場につきましては、ふれあい福祉協会とも調整しつつ、協議の場を検討してまいります。

5 国立ハンセン病資料館等における展示等の整備

- (1) 国立ハンセン病資料館及び各地の療養所に設置された資料館（社会交流会館）における、家族に関する展示が不十分である現状を踏まえ、ハンセン病家族訴訟及びその判決の内容、家族が受けてきた偏見差別に関する展示をはじめ、早急に展示の見直しを行うこと、特に、当事者による「語り」の重要性を踏まえ、資料館における回復者及びその家族の証言の聞き取り、映像化をさらに進め、啓発活動の充実に向けた取組を強化することを確認されたい。
- また、その整備にあたっては、資料館、厚労省と家族および弁護団との継続的かつきめ細やかな意見交換を行われたい。
- (2) 令和6年度の協議会以降、国立ハンセン病資料館及び各地の病療養所に設置された資料館（社会交流会館）における家族に関する展示がどのように改善されたか説明されたい。

（回答）

国立ハンセン病資料館及び各地の療養所の資料館（社会交流会館）における元患者家族に関する展示の状況は別添のとおりです。

国立ハンセン病資料館の取組方針として、従前よりご家族の証言映像を掲載するよう指示しており、ご家族との交流会を開催するとともに、昨年度はご家族への証言の聞き取りを行ったところであり今年度も引き続き実施してまいります。また、国立ハンセン病資料館においては、展示室3の解説パネルに家族訴訟等の記述を追記するとともに、本

年４月から６月に開催したこども向けギャラリー展で、家族訴訟や家族が受けてきた偏見差別等の被害などを展示するなども実施したところであり、引き続き、ご家族の展示の充実を図ってまいります。

**① 国立ハンセン病資料館における
ハンセン病元患者家族に関する展示の状況について**

令和7年5月現在

	①:現在の国立ハンセン病資料館におけるハンセン病回復者の家族の被害やハンセン病隔離政策が及ぼした影響、家族訴訟についての展示内容	②:①について令和6年度の定期協議以降の改善点はどのようなものか
国立ハンセン病資料館	ロビー：家族被害・訴訟についての記事・説明を展示 展示室1：家族被害・訴訟についての説明を展示 展示室3：家族被害・訴訟についての説明を展示	【2024年度追加展示】 展示室3 ・「残る不安の解消を目指して」の解説パネルに家族訴訟とそれをうけた基本法の改正について追記 ・家族に対する国の謝罪広告の展示を追加 ・家族訴訟をうけて改正された基本法の当該箇所の展示を追加 ・家族に対する補償金支給を周知するポスターの展示を追加 補償申請期間延長のお知らせを展示室3、2階渡り廊下、1階ロビーの計3ヶ所に掲示。 【2025年度】 4月26日から6月1日までのこども向けギャラリー展「絵で見てわかるハンセン病問題 パネル展」にて家族訴訟・被害について展示

**重監房資料館における
ハンセン病元患者家族に関する展示の状況について**

令和7年5月現在

	③:現在の国立ハンセン病資料館におけるハンセン病回復者の家族の被害やハンセン病隔離政策が及ぼした影響、家族訴訟についての展示内容	④:③について令和6年度の定期協議以降の改善点はどのようなものか
重監房資料館	重監房資料館は、運用された重監房(正式名称「特別病室」)の再現施設を中心にした展示を行っているため、常設展示にはハンセン病患者の家族・遺族についてのスペースは設けられていない。 また重監房資料館では「ハンセン病家族訴訟」に呼応して、独自に遺族にスポットをあてた啓発DVD「遺族ふたり」を制作しており、DVDに出演した遺族の協力で、増補版を作成して、その成果を「企画展」で公表してきた。 さらに、誤った国の政策による「官民一体」の無癪県運動が、ハンセン病患者を出した家とその家族にいかにか深刻な被害を与えたのか、そして運動の担い手であった私たち国民もまた加害の淵に立っていることを理解できるような啓発活動を行っている。	新聞掲示スペースにおいて、関連記事について展示することに努めている。 また、2024年度においても、DVDの無料貸出しを行っている。 今後も、さらなるDVDの作成も視野にいれつつ、このプロジェクトを継続していく所存である。

国立ハンセン病療養所の社会交流会館等における
ハンセン病元患者家族に関する展示の状況について

令和7年5月現在

	①：現在の国立ハンセン病資料館におけるハンセン病回復者の家族の被害やハンセン病隔離政策が及ぼした影響、家族訴訟についての展示内容	②：①について令和6年度以降の定期協議以降の改善点はどのようなものか
松丘保養園	—	—
東北新生園	・ 人権教育啓発推進センター作成の映像放映 隔離政策によって偏見や差別に苦しみながら生きてきたハンセン病元患者やその家族のエピソードをアニメーション化して解説している	・ 当園HPへ啓発活動を目的とした施設見学等の受入方法掲載し件数の増を図っている。R5' 25件195名、R6' 41件259名、R7' 5月現在30件552名※ただし件数には出張講義も含まれる。 ・ 登米市からの協力を得られ、ハンセン病に対する啓発活動の強化を行っている。その一環として、以前はパネル展示会場が1ヶ所であったところ令和6年度から5ヶ所に増やしてもらえた。 また、園内のウォーキングスタンプラリーのマップを利用してイベントを開催してもらい、園内1.4kmのコースを歩きながら施設見学を行ってもえた。
栗生楽泉園	展示していない	—
多磨全生園		
駿河療養所	・ 無らい県運動が行われた時患者家族がどのような影響を受けたかに関するパネル ・ ハンセン病家族訴訟に関するパネル ・ 入所者家族が大東亜戦争・日中戦争で受領した勲章等	特になし
長島愛生園	・ 学芸員による講話内で紹介 ・ 家族から入所者へ絶縁を申し出た手紙 ・ 家族から入園を願う手紙 ・ 家族から一時帰省を願いいれる手紙	—
邑久光明園	ハンセン病家族国家賠償請求訴訟 勝訴に関するパネル展示 及び 年表に文言を追記	・ 新たにパネルを作成し、社会交流会館に展示した。 ・ 社会交流会館に掲示している年表に、これまでは文言がなかったが、文言を追記した。
大島青松園	・ 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の成立に至る経緯等、ハンセン病元患者家族に対する補償に触れたパネル展示 2024(R6年)家族補償の請求が進まないことを受けて請求期限が2029(R11)年11月21日までとなったことを加えている(パネル更新)	・ 家族補償の請求期限延長について説明加えてパネル更新した。
菊池恵楓園	・ 「ハンセン病問題に関する検証会議」で示された家族被害の記述をデッサン人形で再現した絵本揭示 ・ 恵楓園及びハンセン病問題の歴史について入所者の視点からの解説映像 ・ 古代から現代に至るハンセン病差別と人権問題の解説映像 ・ 母親から除籍を求める内容の手紙除籍を求める事の辛い気持ちが手紙には綴られている ・ 還暦を目前に入所者の元に届いた亀の置物。上記手紙の送り主である母親が5円玉で手作りしたもの	特になし
星塚敬愛園	・ ハンセン病家族訴訟に関するパネル	特になし
奄美和光園	—	特になし
沖縄愛楽園	・ 官邸前で首相に面会を求める家族訴訟原告と支援者のパネル展示 ・ 「ばい菌と呼ばれ元ハンセン病家族国に伝えたい思い」記事揭示 ・ 「自己流の手当てに警鐘」記事揭示 ハンセン病回復者や家族がこれまで受けてきた偏見と差別の経験から、病気について隠して暮らしていく中で、十分な治療や介護が受けられていない現状を報じている	特になし
宮古南静園	・ ハンセン病家族訴訟の経過をパネル揭示 ・ ハンセン病家族訴訟に関連する記事揭示 ・ 親がハンセン病患者であるという事を理由に子供が小学校入学拒否等差別的な扱いを受けた「龍田素児童入学拒否事件」の説明や、元患者家族というだけで差別的な扱いを受けてきたとする証言などパネル揭示	特になし

6 家族補償法に基づく補償制度について

家族補償法に基づく補償金を受領していない家族がいまだ多数に上る現実をふまえ、その原因の分析とともに、家族及び弁護士等の関係者と協議・意見交換を行い、制度の更なる周知広報等を行うこと、また、偏見差別を恐れて請求を躊躇（ちゅうちょ）している家族も安心して補償金を受領できるためのきめ細やかな対応を行うなど、権利を有する家族が一人でも多く補償金を受領できるよう、最大限努力することを確認されたい。

（回答）

補償金の対象者でありながら、請求されていない方としては、家族補償金の制度を知らない方、ご家族であることを身近で知られることを望まない方、元患者のご家族であることを知らない方などが考えられます。

行政広報誌やホームページ等を通じた周知や、入所者等の元患者の方々に対する周知、情報が漏れることなく送付等の手続きが可能な点などの周知に取り組んできたところであり、引き続き、関係者の皆さまのお話を伺いながら、必要な周知広報を行ってまいります。

引き続き、対象となるご家族の方から補償金の請求をしていただけるよう、必要な対応を行うとともに、補償金の支給業務を円滑に行ってまいります。

第5 真相究明

1 歴史的建造物史跡等の保存工事の現況

これまでに歴史的建造物保存等検討会において保存計画書が承認された4つの療養所（長島愛生園、多磨全生園、邑久光明園、菊池恵楓園）の歴史的建造物史跡等の保存工事については、各療養所において滞りなく計画が実施できるよう、本省においても、予算確保、進捗状況の管理など、責任を持って取り組むことを昨年度の定期協議で確認した。その後、この1年の間に各保存工事はどのように進展し、各保存計画はどこまで実現したのか、療養所ごとの具体的な進捗状況の報告を求める。

（回答）

多磨全生園については、少年少女舎のミニチュア模型が作成され、自治会棟に設置されており、新たに望郷の丘についても、伐採・設計・測量・造成工事等に係る経費を予算計上し、保全のための措置等を実施いただいているところです。

長島愛生園については、十坪住宅や、邑久高校新良田教室特別教室、新良田治療分室に加え、新たに、監房及び患者収容棧橋護岸等復旧工事の工事管理支援業務経費を予算計上し、保全のための措置等を実施いただいているところです。

邑久光明園については、裳掛小学校・恩賜会館・少年少女舎の耐震診断・調査・復元図作成等に係る経費を予算計上し、保全のための措置等を実施いただいているところです。

菊池恵風園については、高野六郎の歌碑の洗浄・文字刻み直し、胎児慰霊碑詩文セラミック製等への交換に係る経費を予算計上し、保全のための措置等を実施しています。

各療養所における計画どおり保存等の措置が進められるよう各療養所と連携しながら、対応してまいります。

2 保存計画策定のための地元自治体との連携への支援

昨年度の定期協議以降、歴史的建造物保存等検討会は一回も開催されなかった。その理由は、療養所からの保存計画書の提出がどの園からもなかったからであるとの本省の回答である。しかし、厚生労働省は、地元自治体と連携しての保存計画作成ワーキングチームの立ち上げが困難な事情のある療養所が少なくないことを踏まえ、療養所と地元自治体の連携を進めるために、本省自らが本取組の中に入る必要があることを自覚し、療養所と地元自治体から積極的に意見聴取を行うことを、昨年度の定期協議で確認したはずである。この確認事項に照らし、この一年間、本取り組み実現のために本省は具体的にどのような努力をしてきたのか、また、歴史的建造物保存等検討会を長く開催していない現況についてどのような認識でいるのか、説明を求める。

(回答)

昨年度の歴史的建造物等保存の検討会は、どの療養所からも新たな保存計画リストが上がってこなかったため、開催することができませんでしたが、今年度は、以前に一部保存決定等を行った4園（多磨、長島、邑久、菊池）に対する継続案件や追加案件含め、検討会を開催する方向で考えています。

歴史的建造物の保存計画リストを作成するため、各所在市町、療養所、自治会の3者からなるワーキンググループで検討をしていただく必要がありますが、局長及び難病対策課で、この1年間で10カ所の療養所の訪問、昨年7月に開催された療養所所在市町協議会へ出席し、各療養所や所在市町から現状やご意見等をお聞きするとともに、歴史的建造物保存や永続化等について、地元でのご検討を開始していただくようお願いしてきたところです。

引き続き、厚生労働省が積極的に関与し、ワーキンググループでの議論が進むよう対応してまいります。

3 社会交流会館

社会交流会館については、学芸員の配置状況を調査し、配置できていない園については、その理由を報告されたい。

また、厚生労働省は、地域交流とハンセン病の歴史人権啓発という各園の社会交流会館の使命を実現すべく、その維持運営について、将来にわたり責任を持つことを確認されたい

(回答)

現在、社会交流会館に学芸員を配置することができていない園は、東北新生園・奄美和光園・宮古南静園です。

奄美和光園においては本年4月1日の採用直前に、採用内定者が辞退し、他所へ就職するという事態となったため、再度、募集調整中となっています。

宮古南静園については、学芸員を採用できる旨を園に伝えてはいるものの、従来より社会交流会館の運営を園と民間団体が協力する形で運営されており、調整中となっています。

東北新生園は園や自治会からご要望がなく、募集に至っていない状況です。

引き続き、社会交流会館の学芸員の配置を進めるとともに、地域交流とハンセン病の歴史や人権啓発という使命果たすため、将来にわたり維持運営していけるよう対応してまいります。

4 医療基本法

医療基本策定についての厚生労働省としての基本的な考え方については、例年定期協議で確認されているところであるが、今年度も書面で確認されたい。

(回答)

「医療基本法」については、制定に向けた議員連盟が、平成31年2月6日に設立され、ご議論が進められていると承知しています。

過去の協議会でもお答えしてきたとおり、「医療基本法 共同骨子」に挙げられている項目は、いずれも重要な視点であり、我々の進める施策とも方向性を共有しているものと理解しています。

引き続き、国民合意のもとで総合的な基本法を策定することは望ましいという考え方の下、議員連盟での御議論や、関係団体の動向を注視しつつ、必要な協力や調整など適切な役割を果たしてまいります。

第6 ハンセン病に関する公文書保存体制の問題について

- 1 都道府県が保管するハンセン病に関する文書については、令和4年12月26日付け厚生労働省健康局長通知「ハンセン病に関する文書の保

管状況に関する実態調査について」が発せられたことを踏まえ、都道府県に対して、今後とも適宜、適切な管理をするよう注意をうながすとともに、後世に残すべき文書につき、その保存の基準を策定して、適切に保存管理するようはたらきかけを行っていただきたい。なお、これに際しては、ハンセン病療養所内の文書保存に関する基準を策定して示すことにより、都道府県における関係文書保存基準の策定が早期に進められるよう配慮されたい。

(回答)

各都道府県が保有しているハンセン病に関する文書及びその保管状況については、各都道府県からの回答を踏まえた今後の保管等について、統一交渉団との意見交換会を開催し、意見交換でのご意見を踏まえた上で、昨年12月25日に、各都道府県で保有しているハンセン病に関する文書の保管状況を公表したところです。また、各都道府県に対し、適切な公文書の管理、保存等を行うよう通知を発出いたしました。

引き続き、各都道府県へはハンセン病に関する文書の適切な保存管理を徹底するよう注意喚起をするとともに、療養所内の文書の調査結果も踏まえた上で、保存の基準等についても検討してまいります。

2 療養所内の文書については、早急に調査を完了し、保存に関する基準を策定して選定方法を明確にするとともに、その保管場所に関する方針を示されたい。なおいずれにおいても統一交渉団の意見を尊重して進められたい。

(回答)

令和5年7月より、各療養所に残されている資料について、各療養所において目録掲載のための作業を行っています。

引き続き、各療養所での目録掲載の作業が進むよう促していくとともに、今後の資料の選定、保管に向け、引き続き統一交渉団と意見交換を実施し、文書保存について協議してまいります。

第7 将来構想

厚生労働省は、療養所の将来構想及び永続化について、重要な課題であると認識していると繰り返し表明し、昨年度の協議会においても、「地方自治体の意見等も聞いたうえで、統一交渉団の皆さまと相談させていただきながら意見交換会を開催してまいります」と回答しておきながら、この間一度も意見交換会を開催しようとしてこなかった。

こうした経緯は、厚生労働省が、この定期協議で合意された事項を全く履行しようとする意思を有していないことを意味していると言わざるを得

ず、この定期協議というものの存在意義にかかわる重大な事態というほかはない。

どうしてこのような事態を生じたのか、その原因を明らかにするとともに、昨年度に引き続き、この問題に対処する責任ある態勢づくりを含む、抜本的な対処方針の変更を強く求める。

(回答)

療養所の永続化に関する意見交換会については、本年6月11日に意見交換会を開催し、永続化等に関して、この1年の取組についてご説明させていただいたところですが、昨年同様、開催が協議会の直前になってしまったことは、率直にお詫び申し上げます。

今後も引き続き厚生労働省としては永続化に向けて、地元での議論が進むよう各所在市町と各療養所・自治会との間で環境づくりをしっかりと行いつつ、統一交渉団との意見交換の場の開催が遅れることのないよう早期に開催し、ご説明をしてまいります。

令和 6 年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項

厚生労働省とハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、同全国弁護士連絡会、全国ハンセン病療養所入所者協議会及びハンセン病家族訴訟原告団（以下、併せて「統一交渉団」という。）とは、平成 13 年 7 月 23 日付「基本合意書」、同年 12 月 25 日付「ハンセン病問題対策協議会における確認事項」及び平成 14 年 1 月 28 日付「基本合意書」に基づき、令和 6 年 6 月 20 日、ハンセン病問題対策協議会を開催し、以下のとおり合意したことを確認した。なお、この確認事項に記載のない事項については、この協議会の議事録による。

- 1 いわゆる三省協議を引き続き進め、法務省及び文部科学省とも連携し、より一層の名誉回復と差別偏見除去に努める。
- 2 (1) 国立ハンセン病療養所における医師の欠員状況については、近年、改善傾向にあるものの、なお欠員の解消に向けて取り組む必要がある。特に、副園長が長期不在の療養所があることについて厚生労働省は深謝し、令和 6 年 4 月から国立ハンセン病療養所医師確保対策官を設置したことも踏まえて医師確保のための対応を強化し、電子カルテ整備等の IT 対応に関して技術的支援を含む予算化及び円滑なシステム運用に努めるほか、栗生楽泉園、星塚敬愛園等の副園長確保について最優先事項として取り組むこととし、併せて、統一交渉団とも協議しつつ、医師の処遇改善のために関係機関への要求・調整を粘り強く行うなど医師の確保に最大限努める。
- (2) 国立ハンセン病療養所の定員については、入所者の高齢化の進行等により、職員の看護・介護によらなければ日々の生活維持が困難な入所者が増えていること、入所者本人の意思を尊重したライフサポート（多職種間で調整・連携できる体制整備を含む。）の一層の充実を図ることが重要であること、国立ハンセン病療養所への政府の定員合理化計画に基づく定員削減による現場への影響が近時一層深刻になっていることについて指摘がある。厚生労働省は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号）の趣旨を踏まえつつ、上記ライフサポートの取組に必要な人員確保など、今後の定員合理化計画への対応を含む定員に関する増員要求の実現など、引き続き良好で平穏な療養環境の充実のために必要な人員を確保する。また、三交替制での介護を実施する国立ハンセン病療養所における介護職員の夜間の処遇を改善するため、引き続き人事院に対して介護職員の夜間業務に係る手当の増額を求める。定員及び看護・介護等に関する人員確保について協議するための機会を設ける。
- (3) 国立ハンセン病療養所における期間業務職員の雇用継続及び必要な人員の採用並びに定員内の職員の退職後及び賃金職員の定員化後の期間業務職員の補充については、効果的な募集方法等に関する取組を進めるとともに、各施設が必要とする職種及び人数を柔軟に採用できる運用を引き続き実施し、入所者への良質な療養環境の提供のために必要な人員を確保する。
- (4) 各国立ハンセン病療養所における定員内の技能・労務職員の退職後の補充については、介護・調理・ライフライン関連職種（電気、水道、ボイラー等）の期間業務職員の新規採用等により必要な人員を確保する。
- (5) 大島青松園における船舶（官用船及び民間委託船）の運航については、その重要性を踏まえ、入所者が地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、引き続き安全かつ安定的な運航体制の確保に取り組む。

また、大島青松園の将来構想を検討する場の設置に向けて、関係地方自治体等に対する協力要請等の必要な対応を行う。

- (6) 各国立ハンセン病療養所への交通手段については、療養所によっては利用可能な公共交通機関の運行が限られていること等が入所者の家族等による訪問の際に課題となっていることを踏まえ、療養所職員による送迎支援又は送迎業務の委託契約により療養所訪問に係る交通手段の確保を図るとの取組方針の下、その実施に当たっては、療養所ごとの実情に応じた検討及び各入所者自治会への説明と理解が重要であることを踏まえ、各療養所で当該取組が実現できるよう調整を図る。
- (7) 入所者一人ひとりの意向を尊重した療養の実現が重要な課題であることを踏まえ、入所者の臨床・生活上の人権問題等に関する委員会的組織（以下「委員会組織」という。）に関し、この間継続的に実施してきた厚生労働省、国立ハンセン病療養所施設長及び統一交渉団による意見交換のための会議並びに各国立ハンセン病療養所の委員会組織の外部委員に対する研修について、各々令和 6 年度中に実施できるよう必要な事項を協議する。
- 国立ハンセン病療養所の人員配置や組織体制に関しては、各国立ハンセン病療養所施設長の責任と権限において実施すべきものであることを前提としつつ、入所者の居室移動など入所者の療養環境への影響が大きい事案を進めるに当たっては、全国ハンセン病療養所入所者協議会や入所者自治会等の必要な関係者に対して丁寧な説明を行い、十分な理解を得た上で実施する。
- (8) 国立ハンセン病療養所における新型コロナウイルス感染症対応については、高齢化が進む入所者の感染防止のための対策を講じつつ、入所者にとって地域との交流も極めて重要であるとの認識の下、効果的な方策等に関する療養所間での情報共有を図りながら、感染防止等対策の確保及び地域との交流の両立に努める。

- 3 (1) 地域社会で生活する回復者が、ハンセン病特有の後遺症、心情等の個々の具体的な事情に応じた適切な医療及び介護を受けることができるよう、協力医の拡充等支援体制の充実に努めるとともに、個々の回復者と医療機関・介護事業者等をつなぐソーシャルワーカー等の専門相談員（以下「専門相談員」という。）による支援の重要性に鑑み、専門相談員の配置及び拡充に努める。特に、沖縄県に関しては、退所者及び非入所者の実態及びニーズの把握に努めるとともに、これに即した「沖縄県ハンセン病対策事業」（令和 6 年度委託事業者：沖縄県ゆうな協会）の見直しを図り、沖縄本島、宮古島のみならず、八重山地域（石垣島）への専門相談員の派遣等による支援及び今後の相談支援体制の検討、生活支援事業の改善及び充実、ゆうな診療所の医師確保に努める。
- (2) 厚生労働省の委託事業である「沖縄県ハンセン病対策事業」及び「ハンセン病対策事業社会復帰者等支援委託事業」（令和 6 年度委託事業者：ふれあい福祉協会）について、当事者のニーズや意見に添った適切な運営が行われるよう、委託事業者に対し、当事者との意見交換及び P D C A サイクルの徹底を指導するとともに、適切な事業見直しが図られるよう、事業の評価及び管理・監督体制を整える。

特に、退所者・非入所者の多い首都圏・関西・奄美・熊本等への専門相談員の配置及び拡充に努める。

また、退所者給与金の現況調査や送金依頼のはがきの提出がない場合に、丁寧なフォローアップを行う。

- (3) 非入所者本人からの聞き取り等の調査を今年度中に実施し、非入所者によって扶養されていた家族の非入所者の死亡後の生活の安定等を図るための経済的支援の在り方を検討する。
- (4) 各地での退所者・非入所者の聞き取りやアンケート等による実態把握及び再入所者からのヒアリング等による再入所の原因分析を行い、社会内・療養所内を問わず、回復者の「尊厳ある老後生活」を実現する支援策を検討する。

- 4 (1) 令和元年6月28日熊本地裁判決を受け、同年7月12日に閣議決定された内閣総理大臣談話、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号。以下「家族補償法」という。）及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第56号）の趣旨を十分に踏まえ、ハンセン病回復者及びその家族の意見を尊重しつつ、家族が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むための基盤整備等を行い、偏見や差別のない社会の実現に向けて最大限努力する。

また、家族交流会事業等の家族関係事業については、家族に対する国の法的責任をふまえ、家族がこれまで受けてきた偏見差別の解消及び家族関係の回復を目的としたものであることをしっかりと位置付けた上で事業実施する。

- (2) 同様の経験を持つ家族相互の交流を深めることにより、自身の被害回復及び家族関係の回復の一助となるよう、また、家族が講演活動を行うことにより偏見差別の解消及び家族の社会参加が図られるよう、家族交流会事業及び講師等派遣事業を積極的に実施する。

講師等派遣事業については、文科省及び法務省と連携しながら、より広く事業が展開できるよう努める。また、当事者による「語り」の重要性を踏まえ、資料館における元患者本人及びその家族の証言の映像化等を早急に進め、啓発事業に活かすなど、啓発活動の充実に向けた取組を充実、強化する。

なお、両事業の実施に当たっては、家族及び弁護士との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行う。

- (3) 家族の被害回復及び偏見差別の解消を図るため、家族が被ってきた人生被害や思いを綴った書籍等を発行することの意義を踏まえ、その実現方法等につき、作業部会において協議を行う。
- (4) 家族が社会内で良好かつ平穏な生活を営むため、また家族関係の回復を図るためには相談体制の整備、充実が必要不可欠であるところ、ピア相談事業の拡充・広報も含め、家族及び弁護士との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行いつつ、全国的な相談体制の整備及び充実を図るべく、最大限努力する。
- (5) 国立ハンセン病資料館及び各地の療養所の資料館（社会交流会館）における、元患者家族に関する展示が不十分である現状を踏まえ、証言コーナーの充実を含め早急に展示の見直しを行い、家族訴訟及びその判決の内容、家族が被ってきた被害等に関する展示を整備する。また、その整備に当たっては、家族及び弁護士との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行う。
- (6) 家族補償法に基づく補償金を受領していない対象者がいまだ多数に上る現実を踏まえ、その原因を分析し、家族及び弁護士等の関係者と協議・意見交換を行いつつ、制度のさらなる周知広報等を行い、また偏見差別を恐れて請求を躊躇（ちゅうちょ）している家族も安心して補償金を受領できるためのきめ細やかな対応を行うなど、権利を有する家族が一人でも多く補償金を受領できるよう、最大限努力する。

- 5 (1) 歴史的建造物保存等検討会において保存計画書が承認された各療養所における歴史的建造物等の保存工事については、厚生労働省自らの事業であることを再確認し、各療養所において滞りなく計画が実施できるよう、本省においても、予算確保、進捗状況の管理など、責任を持って取り組む。

- (2) 各療養所の歴史的建造物等の保存計画策定については、将来構想と並行して地元自治体とのワーキンググループを立ち上げている療養所がある一方、地元自治体との連携が困難な事情のある療養所が少なくない。これを踏まえ、厚生労働省としては、各療養所と地元自治体の連携を進めるために、本省自らが本取組の中に入る必要があることを自覚し、療養所と地元自治体から積極的に意見聴取を行う。

- (3) 厚生労働省は、「医療基本法 共同骨子」に挙げられている項目は、いずれも重要な視点であり、同省の進める施策とも方向性を共有しているものと理解する。引き続き、国民合意の下で総合的な基本法を策定することは望ましいという考え方の下、議員連盟での議論や、関係団体の動向を注視しつつ、必要な協力や調整など適切な役割を果たしていく。

- 6 療養所の将来構想、医療、介護の在り方及び療養所の永続化問題については、国が責任を持って対応すべき喫緊の課題であることを改めて確認し、統一交渉団との意見交換会の経過が継承されず、その開催が継続されていない現状を反省して、その継続的な開催を行い、これらの課題の具体的内容について協議、検討する。なお、永続化問題の解決に関しては、奄美市を始めとする関係地方自治体の意向調査などを行うこととする。

- 7 療養所に保存された個人情報を含む諸資料の管理の在り方や、都道府県に保管されているハンセン病問題に関する文書の管理の在り方については、引き続き、統一交渉団との間で意見交換会を開催して、協議を行う。

令和6年9月27日

統一交渉団
代表

代理 佐々木 正樹

ハンセン病問題対策協議会座長
厚生労働副大臣

濱地 雅一

○ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律 (平成十三年六月二十二日法律第六十三号)

ハンセン病患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。我が国においては、昭和二十八年制定の「らい予防法」においても引き続きハンセン病患者に対する隔離政策がとられ、加えて、昭和三十年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となったにもかかわらず、なお、依然としてハンセン病に対する誤った認識が改められることなく、隔離政策の変更も行われることなく、ハンセン病患者であった者等にいたずらに耐え難い苦痛と苦難を継続せしめるままに経過し、ようやく「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されたのは平成八年であった。

我らは、これらの悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病患者であった者等に対するいわれのない偏見を根絶する決意を新たにするものである。

ここに、ハンセン病患者であった者等のいやし難い心身の傷跡の回復と今後の生活の平穩に資することを希求して、ハンセン病療養所入所者等がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病患者であった者等の名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表するため、この法律を制定する。

(趣旨)

第一条 この法律は、ハンセン病療養所入所者等の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金（以下「補償金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病患者であった者等の名誉の回復等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「ハンセン病療養所入所者等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号。以下「廃止法」という。）によりらい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号）が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所（廃止法第一条の規定による廃止前のらい予防法（以下「旧らい予防法」という。）第十一条の規定により国が設置したらい療養所をいう。）その他の本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（以下「国内ハンセン病療養所」という。）に入所していた者であつて、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において生存しているもの
- 二 昭和二十年八月十五日までの間に、行政諸法台湾施行令（大正十一年勅令第五百二十一号）第一条の規定により台湾に施行された旧らい予防法附則第二項の規定による廃止前の癩予防法（明治四十年法律第十一号）第三条第一項の国立癩療養所、朝鮮癩予防令（昭和十年制令第四号）第五条の朝鮮総督府癩療養所その他の本邦以外の地域に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（以下「国外ハンセン病療養所」という。）に入所していた者であつて、施行日において生存しているもの（前号に掲げる者を除く。）

(補償金の支給)

第三条 国は、ハンセン病療養所入所者等に対し、その者の請求により、補償金を支給する。

(請求の期限)

第四条 補償金の支給の請求は、次の各号に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分に従い、当該各号に掲げる日から起算して五年以内に行わなければならない。

- 一 第二条第一号に掲げる者 施行日。ただし、昭和二十年八月十五日までの間に国外ハンセン病療養所に入所していた者については、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第二号。以下「改正法」という。）の施行の日とする。
- 二 第二条第二号に掲げる者 改正法の施行の日
- 2 前項の期間内に補償金の支給の請求をしなかった者には、補償金を支給しない。

(補償金の額)

第五条 補償金の額は、次の各号に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分に従い、当該各号に掲げる額とする。

- 一 昭和三十五年十二月三十一日までに、初めて国内ハンセン病療養所に入所した者 千四百万円
- 二 昭和三十六年一月一日から昭和三十九年十二月三十一日までの間に、初めて国内ハンセン病療養所に入所した者 千二百万円
- 三 昭和四十年一月一日から昭和四十七年十二月三十一日までの間に、初めて国内ハンセン病療養所に入所した者 千万円
- 四 昭和四十八年一月一日から平成八年三月三十一日までの間に、初めて国内ハンセン病療養所に入所した者 八百万円
- 五 第二条第二号に掲げる者 八百万円

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる者であって、昭和三十五年一月一日から昭和四十九年十二月三十一日までの間に国内ハンセン病療養所から退所していたことがあるものに支給する補償金の額は、次の表の上欄に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分及び同表の中欄に掲げる退所期間（昭和三十五年一月一日から昭和四十九年十二月三十一日までの間に国内ハンセン病療養所から退所していた期間を合計した期間をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額を同項第一号から第三号までに掲げる額から控除した額とする。

ハンセン病療養所入所者等の区分	退所期間	額
前項第一号に掲げる者	二十四月以上百二十月未満	二百万円
	百二十月以上二百十六月未満	四百万円
	二百十六月以上	六百万円
前項第二号に掲げる者	二十四月以上百二十月未満	二百万円
	百二十月以上	四百万円
前項第三号に掲げる者	二十四月以上	二百万円

- 3 退所期間の計算は、退所した日の属する月の翌月から改めて入所した日の属する月の前月までの月数による。
- 4 昭和三十五年一月一日から昭和三十九年十二月三十一日までの間の退所期間の月数については、前項の規定により計算した退所期間の月数に二を乗じて得た月数とする。
- 5 前条第一項第一号ただし書に規定する者が施行日から起算して五年を経過した後に補償金の支給の請求をした場合における補償金の額は、前各項の規定にかかわらず、八百万円とする。

(支払未済の補償金)

第六条 ハンセン病療養所入所者等が補償金の支給の請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき補償金でその支払を受けなかったものがあるときは、これをその者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（以下「遺族」という。）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

- 2 前項の規定による補償金を受けるべき遺族の順位は、同項に規定する順序による。
- 3 第一項の規定による補償金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(損害賠償等がされた場合の調整)

第七条 補償金の支給を受けるべき者が同一の事由について国から国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）による損害賠償その他の損害のてん補を受けたときは、国は、そ

の価額の限度で、補償金を支給する義務を免れる。

- 2 国は、補償金を支給したときは、同一の事由については、その価額の限度で、国家賠償法による損害賠償の責めを免れる。

（譲渡等の禁止）

第八条 補償金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（非課税）

第九条 租税その他の公課は、補償金を標準として課することができない。

（不正利得の徴収）

第十条 偽りその他不正の手段により補償金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該補償金の価額の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（名誉の回復等）

第十一条 国は、ハンセン病の患者であった者等（第二条第二号に掲げる者を除く。次項において同じ。）について、名誉の回復及び福祉の増進を図るとともに、死没者に対する追悼の意を表するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の措置を講ずるに当たっては、ハンセン病の患者であった者等の意見を尊重するものとする。

（厚生労働省令への委任）

第十二条 この法律に定めるもののほか、補償金の支給の手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一八年二月一〇日法律第二号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この法律による改正後のハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（以下「新法」という。）第二条第二号に掲げる者（この法律の施行前に死亡した者を含む。）であってこの法律の施行前に新法の規定により支給される補償金に相当する補償金の支給を請求する意思を有していることが書面により表示されていたものとして厚生労働省令で定める者については、この法律の施行の日において新法第三条の規定による補償金の支給の請求があったものとみなして、新法の規定を適用する。この場合において、その者がこの法律の施行前に死亡したときにおける新法第六条第一項の規定の適用については、同項中「ハンセン病療養所入所者等が補償金の支給の請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき補償金でその支払を受けなかったものがあるときは、これ」とあるのは、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第二号）附則第二項に規定する者が同法の施行前に死亡したときは、その者に係る補償金」とする。

〇ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

(平成二十年六月十八日法律第八十二号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障（第七条—第十三条）

第三章 社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助（第十四条—第十七条）

第四章 名誉の回復及び死没者の追悼（第十八条）

第五章 親族に対する援護（第十九条—第二十四条）

附則

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病の患者であった者等が地域社会において平穏に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成十三年六月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表することとした。同法に基づき、ハンセン病の患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講ぜられているところである。

しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようになるための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯(し)に取り組んでいかなければならない。

ハンセン病の患者であった者等の家族についても、同様の未解決の問題が多く残されているため、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」を制定するとともに、これらの者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようになるための基盤整備等を行い、偏見と差別のない社会の実現に真摯に取り組んでいかなければならない

ここに、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題

であって、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの（以下「ハンセン病問題」という。）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「国立ハンセン病療養所」とは、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第一項に規定する国立ハンセン病療養所をいう。

2 この法律において「国立ハンセン病療養所等」とは、国立ハンセン病療養所及び本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所をいう。

3 この法律において「入所者」とは、らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号。以下本則において「廃止法」という。）によりらい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号。以下「予防法」という。）が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有していた者であって、現に国立ハンセン病療養所等に入所しているものをいう。

（基本理念）

第三条 ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であった者等及びその家族が受けた身体及び財産に係る被害その他の社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。

2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、入所者が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。

3 何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと若しくはハンセン病に罹患していることを理由として、又はハンセン病の患者であった者等の家族であることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の意見の反映のための措置)

第六条 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病患者であった者等、その家族その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第二章 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障

(国立ハンセン病療養所における療養)

第七条 国は、国立ハンセン病療養所において、入所者（国立ハンセン病療養所に入所している者に限る。第九条及び第十四条を除き、以下同じ。）に対して、必要な療養を行うものとする。

(国立ハンセン病療養所への再入所及び新規入所)

第八条 国立ハンセン病療養所の長は、廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者であって、現に国立ハンセン病療養所等を退所しており、かつ、日本国内に住所を有するもの（以下「退所者」という。）又は廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有したことがあり、かつ、国立ハンセン病療養所等に入所したことがない者であって、現に国立ハンセン病療養所等に入所しておらず、かつ、日本国内に住所を有するもののうち、厚生労働大臣が定める者（以下「非入所者」という。）が、必要な療養を受けるために国立ハンセン病療養所への入所を希望したときは、入所させないことについて正当な理由がある場合を除き、国立ハンセン病療養所に入所させるものとする。

2 国は、前項の規定により国立ハンセン病療養所に入所した者に対して、必要な療養を行うものとする。

(国立ハンセン病療養所以外のハンセン病療養所における療養に係る措置)

第九条 国は、入所者（第二条第二項の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所している者に限る。）に対する必要な療養が確保されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(意思に反する退所及び転所の禁止)

第十条 国は、入所者の意思に反して、現に入所している国立ハンセン病療養所から当該入所者を退所させ、又は転所させてはならない。

(国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実のための措置)

第十一条 国は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に協力するよう努めるものとする。

(国家公務員法の特例等)

- 第十一条の二 国立ハンセン病療養所医師等（国立ハンセン病療養所に勤務する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。第四項において「給与法」という。）別表第八イ医療職俸給表(一)又は別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員をいう。以下この条において同じ。）は、所外診療（病院又は診療所その他これらに準ずるものとして内閣官房令・厚生労働省令で定める施設（これらの職員が国家公務員の身分を有しないものに限る。）において行う医業又は歯科医業（当該国立ハンセン病療養所医師等が団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねることとなるもの及び自ら営利を目的とする私企業を営むこととなるものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする場合において、当該所外診療を行うことが、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣官房令・厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の承認を受けることができる。
- 一 その正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。）において、勤務しないこととなる場合
 - 二 報酬を得て、行うこととなる場合
- 2 前項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）第一百一条第一項前段の規定は、適用しない。
- 3 第一項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、報酬を得て、当該承認に係る所外診療を行う場合には、国家公務員法第一百四十四条の許可を要しない。
- 4 第一項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、給与法第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（良好な生活環境の確保のための措置等）

- 第十二条 国は、入所者の生活環境が地域社会から孤立することのないようにする等入所者の良好な生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する等必要な措置を講ずることができる。
- 2 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、入所者の意見を尊重しなければならない。

（福利の増進）

- 第十三条 国は、入所者の教養を高め、その福利を増進するよう努めるものとする。

第三章 社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助

（社会復帰の支援のための措置）

- 第十四条 国は、国立ハンセン病療養所等からの退所を希望する入所者（廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者に限る。）の円滑な社会復帰に資するため、退所の準備に必要な資金の支給等必要な措置を講ずるものと

する。

（ハンセン病療養所退所者給与金等の支給）

第十五条 国は、退所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、ハンセン病療養所退所者給与金を支給するものとする。

2 国は、特定配偶者等（前項のハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者の死亡の当時生計を共にしていた配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は一親等の尊属のうち、当該退所者に扶養されていたことのある者として厚生労働省令で定める者であって、現に日本国内に住所を有するもの（当該死亡後に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をした者を除く。）をいう。）に対し、その者の生活の安定等を図るため、特定配偶者等支援金を支給するものとする。この場合において、特定配偶者等支援金の支給を受けるべき者が配偶者及び一親等の尊属であるときは、配偶者に支給するものとする。

3 国は、非入所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、ハンセン病療養所非入所者給与金を支給するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第一項のハンセン病療養所退所者給与金及び第二項の特定配偶者等支援金並びに前項のハンセン病療養所非入所者給与金（以下「給与金等」という。）の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 租税その他の公課は、給与金等を標準として、課することができない。

（ハンセン病等に係る医療体制の整備）

第十六条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が、国立ハンセン病療養所等及びそれ以外の医療機関において、安心してハンセン病及びその後遺症その他の関連疾患の治療を受けることができるよう、医療体制の整備に努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第十七条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、ハンセン病の患者であった者等とその家族との間の家族関係の回復を促進すること等により、ハンセン病の患者であった者等の家族が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、ハンセン病の患者であった者等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第四章 名誉の回復及び死没者の追悼

第十八条 国は、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の名誉の回復を図るため、国

立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、ハンセン病患者であった死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。

第五章 親族に対する援護

（親族に対する援護の実施）

第十九条 都道府県知事は、入所者の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のうち、当該入所者が入所しなかったならば、主としてその者の収入によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていると認められる者で、当該都道府県の区域内に居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地）を有するものが、生計困難のため、援護を要する状態にあると認めるときは、これらの者に対し、この法律の定めるところにより、援護を行うことができる。ただし、これらの者が他の法律（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）を除く。）に定める扶助を受けることができる場合においては、その受けることができる扶助の限度においては、その法律の定めるところによる。

2 前項の規定による援護（以下「援護」という。）は、金銭を支給することによって行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他援護の目的を達するために必要があるときは、現物を支給することによって行うことができる。

3 援護のための金品は、援護を受ける者又はその者が属する世帯の世帯主若しくはこれに準ずる者に交付するものとする。

4 援護の種類、範囲、程度その他援護に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県の支弁）

第二十条 都道府県は、援護に要する費用を支弁しなければならない。

（費用の徴収）

第二十一条 都道府県知事は、援護を行った場合において、その援護を受けた者に対して、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定により扶養の義務を履行しなければならない者（入所者を除く。）があるときは、その義務の範囲内において、その者からその援護の実施に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 生活保護法第七十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（国庫の負担）

第二十二条 国庫は、政令で定めるところにより、第二十条の規定により都道府県が支弁す

る費用の全部を負担する。

（公課及び差押えの禁止）

第二十三条 租税その他の公課は、援護として支給される金品を標準として、課することができない。

2 援護として支給される金品は、既に支給を受けたものであるとないにかかわらず、差し押さえることができない。

（事務の区分）

第二十四条 第十九条第一項及び第二十一条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（らい予防法の廃止に関する法律の廃止）

第二条 らい予防法の廃止に関する法律は、廃止する。

（らい予防法の廃止に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の日前に行われ、又は行われるべきであった前条の規定による廃止前のらい予防法の廃止に関する法律（以下「旧廃止法」という。）第六条の規定による援護については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の日前に行われ、又は行われるべきであった旧廃止法第七条に規定する費用についての都道府県の支弁及び国庫の負担については、なお従前の例による。

第五条 旧廃止法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧廃止法附則第四条の規定によりなお効力を有することとされる予防法第二十六条の規定は、なおその効力を有する。

（厚生労働省令への委任）

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

○非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成

二三法律五三）抄

（罰則に関する経過措置）

第百六十八条 第六条又は第七条に規定するもののほか、この法律の施行前にした行為及びこの法律の他の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百六十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二三年五月二五日法律第五三号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二五年一月一日）

附 則 （平成二六年十一月二七日法律第一二一号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後のハンセン病問題の解決の促進に関する法律（以下「新法」という。）第十五条第二項の規定については、同条第一項のハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者（新法第八条第一項に規定する退所者をいう。）でこの法律の施行前に死亡したものの死亡の当時生計を共にしていた配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び一親等の尊属についても、適用する。

（検討）

第三条 国は、非入所者（新法第八条第一項に規定する非入所者をいう。以下同じ。）の生活等の実態について速やかに調査を行い、その結果を踏まえ、非入所者の死亡後の配偶者等の生活の安定等を図るための経済的支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和元年十一月二十二日法律第五十六号）

この法律は、公布の日から施行する。

○ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律

(令和元年十一月二十二日)

(法律第五十五号)

第二百回臨時国会

第四次安倍内閣

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律をここに公布する。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 補償金の支給（第三条—第十八条）

第三章 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会（第十九条—第二十三条）

第四章 名誉の回復等（第二十四条）

第五章 雑則（第二十五条—第二十九条）

附則

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病元患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。その精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題の解決等を図るため、平成十三年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、さらに、残された問題に対応し、その療養等の保障、福祉の増進及び名誉の回復等を図るため、平成二十年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定された。

しかるに、ハンセン病元患者家族等も、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、国会及び政府においてこれに対する取組がなされてこなかった。

国会及び政府は、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにすることである。

ここに、国会及び政府が責任を持ってこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、ハンセン病元患者家族等の癒し難い心の

傷痕の回復と今後の生活の平穩に資することを希求して、ハンセン病元患者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン

病元患者家族等の名誉の回復及び福祉の増進を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金（以下単に「補償金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「ハンセン病元患者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号。以下この条において「廃止法」という。）によりらい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号）が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所（廃止法第一条の規定による廃止前のらい予防法（以下この項において「旧らい予防法」という。）第十一条の規定により国が設置したらい療養所をいう。）その他の本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（第十一条第四号において「国内ハンセン病療養所」という。）に入所していた者
 - 二 廃止法によりらい予防法が廃止されるまでの間にハンセン病を発病し、その発病の時から当該廃止されるまでの間に本邦に住所を有したことがある者（前号に掲げる者を除く。）
 - 三 昭和二十年八月十五日までの間に、行政諸法台湾施行令（大正十一年勅令第五百二十一号）第一条の規定により台湾に施行された旧らい予防法附則第二項の規定による廃止前の癩予防法（明治四十年法律第十一号）第三条第一項の国立癩療養所、朝鮮癩予防令（昭和十年制令第四号）第五条の朝鮮総督府癩療養所その他の本邦以外の地域に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（第十一条第四号において「国外ハンセン病療養所」という。）に入所していた者（前二号に掲げる者を除く。）
 - 四 昭和二十年八月十五日までの間にハンセン病を発病し、その発病の時から同日までの間に行政諸法台湾施行令第一条の規定により旧らい予防法附則第二項の規定による廃止前の癩予防法が施行されていた地域、朝鮮癩予防令が施行されていた地域その他の厚生労働大臣が定める本邦以外の地域に住所を有したことがある者（前三号に掲げる者を除く。）
- 2 この法律において、「ハンセン病元患者家族」とは、ハンセン病元患者がハンセン病を発病した時（その発病の時に当該ハンセン病元患者が本邦（昭和二十年八月十五日までの間にあっては、前項第四号に規定する厚生労働大臣が定める本邦以外の地域を含む。以下この項において同じ。）に住所を有しなかった場合にあっては、当該ハンセン病元患者が本邦に住所を有するに至った時）から廃止法によりらい予防法が廃止されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当したことがある者（当該各号に該当する者であった期間に本邦に住所を有したことがある者に限る。）であって、この法律の施行の日（第九条第二項において「施行日」という。）において生存しているものをいう。
- 一 ハンセン病元患者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第十条第一項において同じ。）

二 ハンセン病元患者の一親等の血族

三 ハンセン病元患者の一親等の姻族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの

四 ハンセン病元患者の二親等の血族（兄弟姉妹に限る。）

五 ハンセン病元患者の二親等の血族（兄弟姉妹を除く。）であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの

六 ハンセン病元患者の二親等の姻族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの

七 ハンセン病元患者の三親等の血族であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの

第二章 補償金の支給

（補償金の支給）

第三条 国は、この法律の定めるところにより、ハンセン病元患者家族に対し、補償金を支給する。

（補償金の額）

第四条 補償金の額は、次の各号に掲げるハンセン病元患者家族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第二条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する者 百八十万円

二 第二条第二項第四号から第七号までのいずれかに該当する者 百三十万円

（既に支給を受けた補償金との調整）

第五条 補償金は、ハンセン病元患者家族が既に補償金の支給（第十条第一項の規定による補償金の支給を除く。）を受けた場合には、支給しない。ただし、前条第二号に掲げる者として既に補償金の支給を受けた者が同条第一号に掲げる者として補償金の支給を受けようとするときは、同号に定める額から同条第二号に定める額を控除した額の補償金を支給する。

（ハンセン病療養所入所者等に対する補償金等との調整）

第六条 補償金は、ハンセン病元患者家族が既にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第三条の規定による補償金の支給（同法第六条第一項の規定による補償金の支給を除く。）その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める金銭の支払を受けた場合には、支給しない。

（異なるハンセン病元患者の家族として受けた損害賠償等との調整）

第七条 補償金の支給を受けようとするハンセン病元患者家族が既に当該補償金に係るハンセン病元患者とは異なるハンセン病元患者の家族（ハンセン病元患者家族に限る。）として国家賠償法（昭和二十二年法律第二百五号）による損害賠償その他の損害の填補を受けたときは、

当該補償金の額から当該損害賠償その他の損害の填補の額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の補償金を支給する。

（損害賠償等がされた場合の調整）

第八条 補償金の支給を受けるべき者が同一の事由について国から国家賠償法による損害賠償その他の損害の填補を受けたときは、国は、その価額の限度で、補償金を支給する義務を免れる。

2 国は、補償金を支給したときは、同一の事由については、その価額の限度で、国家賠償法による損害賠償の責任を免れる。

（補償金に係る認定等）

第九条 厚生労働大臣は、補償金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、補償金を支給する。

2 前項の補償金の支給の請求（以下この章において単に「請求」という。）は、施行日から起算して十年を経過したときは、することができない。

（支払未済の補償金）

第十条 ハンセン病元患者家族が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき補償金でその支払を受けなかったものがあるときは、これをその者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（以下この条及び第二十五条において「遺族」という。）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2 前項の規定による補償金を受けるべき遺族の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定による補償金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（請求書の提出）

第十一条 請求をしようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

一 請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 請求に係るハンセン病元患者の氏名

三 請求に係るハンセン病元患者がハンセン病を発病したことについて診断を受けた年月日（これが明らかでないときはその時期とし、いずれも明らかでないときはその旨とする。）

四 請求に係るハンセン病元患者が国内ハンセン病療養所又は国外ハンセン病療養所に入所していた場合にあっては、当該入所していた国内ハンセン病療養所又は国外ハンセン病療養所の名称及びその期間

五 請求に係るハンセン病元患者との関係及び当該関係にあった期間

六 その他厚生労働省令で定める事項

(厚生労働大臣による調査)

第十二条 厚生労働大臣は、第九条第一項の認定(次項及び次条第六項において単に「認定」という。)を行うため必要があると認めるときは、請求をした者(次条において「請求者」という。)その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、又は出頭を命じることができる。

2 厚生労働大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(請求に係る審査)

第十三条 厚生労働大臣は、請求を受けたときは、当該請求に係る請求者が第二条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面その他当該請求に係る情報が記録されている文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。))により当該請求者がハンセン病元患者家族であること(同項各号のいずれに該当するかの別を含む。))を確認することができる場合を除き、当該請求の内容をハンセン病元患者家族補償金認定審査会に通知し、当該請求者がハンセン病元患者家族であるかどうかについて審査を求めなければならない。

2 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会は、前項の規定による審査を求められたときは、当該審査に係る請求者がハンセン病元患者家族であるかどうかについて審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会は、前項の審査を行うため必要があると認めるときは、請求者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、又は出頭を命じることができる。

4 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会は、第二項の審査を行うため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

5 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会は、第二項の審査において、請求者及び関係人の陳述、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。

6 厚生労働大臣は、第二項の規定による通知があったハンセン病元患者家族補償金認定審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。

(公務所等の協力)

第十四条 公務所又は公私の団体は、第十二条第二項又は前条第四項の規定による必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

(補償金の支給手続等についての周知、相談支援等)

第十五条 国は、ハンセン病元患者家族に対し補償金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。

2 国は、補償金の支給を受けようとする者に対する相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。

（不正利得の徴収）

第十六条 偽りその他不正の手段により補償金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該補償金の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（譲渡等の禁止）

第十七条 補償金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（非課税）

第十八条 租税その他の公課は、補償金を標準として課することができない。

第三章 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会

（審査会の設置）

第十九条 厚生労働省に、ハンセン病元患者家族補償金認定審査会（以下この章において「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（審査会の組織）

第二十条 審査会は、五人以上政令で定める人数以内の委員をもって組織する。

2 委員は、医療、法律等に関して優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

（会長）

第二十一条 審査会に、会長一人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

3 審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

（委員の任期）

第二十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（政令への委任）

第二十三条 この章に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 名誉の回復等

第二十四条 国は、ハンセン病元患者家族等について、名誉の回復及び福祉の増進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、ハンセン病元患者及びハンセン病元患者家族等の意見を尊重するものとする。

第五章 雑則

（戸籍事項の無料証明）

第二十五条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長）は、厚生労働大臣又は補償金の支給を受けようとする者若しくはその遺族若しくは相続人に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、ハンセン病元患者家族又はその遺族若しくは相続人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（独立行政法人福祉医療機構への事務の委託）

第二十六条 厚生労働大臣は、補償金の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構（次条第一項及び第二十八条において「機構」という。）に委託することができる。

（ハンセン病元患者家族補償金支払基金）

第二十七条 前条の規定により業務の委託を受けた機構は、補償金の支払及びこれに附帯する業務（以下この項及び次条において「補償金支払等業務」という。）に要する費用（補償金支払等業務の執行に要する費用を含む。次条において同じ。）に充てるため、ハンセン病元患者家族補償金支払基金（次項において「基金」という。）を設ける。

2 基金は、次条の規定により交付された資金をもって充てるものとする。

（交付金）

第二十八条 政府は、予算の範囲内において、第二十六条の規定により業務の委託を受けた機構に対し、補償金支払等業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

（厚生労働省令への委任）

第二十九条 この法律に定めるもののほか、補償金の支給手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。